



第五次 福島県子ども読書活動推進計画

ふくしまの
未来をひらく

読書の力

～ふくしまの全ての子どもに読書の力を～

令和7年3月
福島県教育委員会

【令和8年3月 改訂】



ふくしま応援！『ベコ太郎』

第五次福島県子ども読書活動推進計画 目次

はじめに	1
第1章 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって	2
1 計画策定の背景	2
(1) 国の動向	
(2) 県の動向	
(3) 社会情勢の変化	
2 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について	4
(1) 成果と課題	
(2) 数値目標の進捗状況	
3 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針	14
(1) 計画の基本的な考え方	
(2) 基本方針	
(3) 計画期間	
第2章 推進の方向性と具体的な取組	16
第五次「福島県子ども読書活動推進計画」体系図	16
基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために	17
(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	
(2) 多様な子どもたちに対応した読書活動の推進	
(3) 学校等における子どもの読書活動の推進	
(4) 家庭における子どもの読書活動の推進	
(5) 地域における子どもの読書活動の推進	
基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために	32
(1) 図書館の整備・充実	
(2) 学校図書館の整備・充実	
(3) 連携・協力体制の構築	
基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために	40
(1) 推進のための普及や啓発	
(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供	
(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及	
第3章 計画の推進・進行管理	43
1 計画の推進体制	
2 計画の進行管理	
第五次「福島県子ども読書推進計画」数値目標	43
用語解説	45
参考文献・資料	49
資料	50

「※のついた語句」はP45～P49に用語解説付き

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動推進に関する法律 第2条）であるとともに、乳幼児期の読み聞かせから始まる子どもの読書活動は、知的、情緒的、精神発達的にも大きな役割を果たし、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくために重要なものです。

福島県においては、令和4年度から「学びの変革」を柱とした第7次福島県総合教育計画を展開し、6つの教育施策を推進しています。その施策の一つ、「人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる」において、「ふくしまの未来をひらく読書のカプロジェクト」を重点事業として、子どもの読書活動の推進に努めてきました。

また、平成16年3月に第一次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定して以来、二次計画（平成22年3月）、三次計画（平成26年3月）、四次計画（令和2年2月）と見直しを図りながら策定を進め、様々な取組を進めてまいりました。

第四次計画の期間中には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校は一時期、一斉臨時休校となり、公立図書館も閉館あるいは、開館時間の短縮など、子どもたちが学校図書館や公立図書館へアクセスできない状態となりました。また、公立図書館や学校で行われていた読書ボランティアによる読み聞かせもその機会が減ってしまうなど子どもたちが読書に親しむための取組の実施に困難が伴いました。そのような状況の中においても、地域や学校、関係機関・団体等、子どもたちの読書環境を推進する大人たちが工夫し、できる取組を続けるとともに、改めて子どもの読書活動の意義について確認することとなりました。

また、各学校においては、多様な読書活動の推進や学校司書の配置が進み、市町村においては、全市町村での子どもの読書活動推進計画が策定済みとなりました。推進計画の実施が着実な成果として現れてきています。一方で、月に一度も本を読まない児童・生徒の割合である「不読率」については、全国的な傾向と同様に、学校段階が進むにつれて子どもの読書離れが顕著になる傾向が改善されていないことが依然として課題となっております。

こうしたことから、国の第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）及びこれまでの取組や成果と課題を踏まえ、今後おおむね5年間の本県における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を明らかにした第五次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

福島県教育委員会では、この計画に沿って、子どもたちが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、市町村教育委員会、学校、公立図書館等の関係機関や団体等と連携・協力し、子どもの読書活動を推進してまいります。そして、福島の復興や世界に貢献できる人材を育てるため、読書の必要性を訴えてまいります。

最後になりましたが、計画の策定にあたり、「福島県子ども読書活動推進会議」の委員の方々をはじめ、県民の皆様から貴重な御意見、御提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

令和7年3月

福島県教育委員会教育長 大沼 博文

第1章

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」策定にあたって

I 計画策定の背景

(1) 国の動向

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした「子どもの読書活動の推進に関する法律※」（以下「推進法」という。）が平成13年12月に成立しました。推進法は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画※」（以下「基本計画」という。）を策定・公表すること、4月23日を「子ども読書の日※」とすること等を示しました。

それに基づき、平成14年8月に基本計画（「第一次基本計画」）、平成20年3月に第二次基本計画、平成25年5月に第三次基本計画、平成30年3月に第四次基本計画を策定しました。第四次基本計画期間中においては、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律※」（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）の制定、第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」（以下「第6次学校図書館計画」という。）の策定等を通じ、子どもの読書環境の整備が進められてきました。

第四次基本計画期間における成果や課題、諸情勢の変化等を踏まえ、令和5年3月には、今後おおむね5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにした第五次基本計画が策定されました。

また、令和4年1月策定の令和4年度から令和8年度までを対象期間とする「第6次学校図書館計画」では、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準※」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書※の配置拡充を図ることとしました。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で2,400億円、前計画から50億円の増加となりました。

(2) 県の動向

福島県においては、平成16年3月に、学校、家庭、地域等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、子どもの読書活動推進の基本となる方針と具体的な方策を明らかにした「福島県子ども読書活動推進計画」（第一次計画）（以下「第一次計画」という。）を策定しました。

平成20年3月には、推進の視点を普及啓発から実践に重点を置くなど、計画内容の一部を見直したほか、第一次計画の推進状況を把握するための指標として数値目標を設定し、第一次計画の後期における各種取組を推進してきました。

平成22年3月には、第6次福島県総合教育計画との整合性を図りながら、子どもが自主的に読書活動に取り組むことができる環境を整備するため、県や市町村等が実施すべき施策の方向性をまとめた第二次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第二次計画」という。）を、平成27年2月には、「ふくしまの未来をひらく 読書の力」を基本理念（スローガン）とする第三次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第三次計画」という。）を、令和2年2月には、第四次「福島県子ども読書活動推進計画」（以下「第四次計画」という。）を策定しました。また、県内全ての市町村で子ども読書活動推進計画を策定しており、令和5年度末の段階では、約70%の市町村で第二次以降の改定が進んでいる状況であり、全県的に子ども読書活動に向けた推進体制の構築が進んでいます。

（3）社会情勢の変化

子どもの読書活動を取り巻く情勢は、第四次計画の策定からおおむね5年の間に変化しており、本計画の推進に当たり、留意すべき事項として以下のものがあります。

<視覚障害者等の読書環境の整備推進に関する法律の制定>

令和元年6月に「読書バリアフリー法」が施行されました。この法律は、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としています。令和2年7月には、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

<国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第五次計画）の策定>

令和5年3月、国は「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の第五次計画を策定しました。第五次計画の基本的方針では、「不読率の低減」「多様な子どもたちの読書機会の確保」「デジタル社会に対応した読書環境の整備」「子どもの視点に立った読書活動の推進」も考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進する必要があるとしています。

<教育におけるデジタル化の進展>

令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）では、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられています。

児童生徒向けの1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が展開される中、令和4年12月には「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が閣議決定されました。この閣議決定において、GIGAスクール構想を環境

整備から利活用促進の段階に大きく進めていくこと、学校規模や地理的要因等にとらわれず教育の質を高める手段である遠隔教育の推進に取り組むこと、図書館などの社会教育施設では ICT などの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携・協働しながら魅力的な教育活動を展開する取組を促進すること等が示されました。

2 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」の進捗状況について

(1) 成果と課題

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

① 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

- 生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するためには、乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われることが重要であることから、「子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組」について、発達段階ごとの特性から取り組むべき読書活動を一覧にまとめ可視化しました。具体的な取組例が示されたことにより、学校種間による切れ目のない読書活動の推進を図ることができました。
- 文部科学省委託事業「読書活動推進事業～発達段階に応じた読書活動の推進のために～」を開催するなど、学校・家庭・地域が連携して子どもの読書活動を推進する研修の充実を図りました。

② 学校等における子ども読書活動の推進

第四次計画数値目標1

- 学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。

<多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合>

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	100%	100%	100%
中学校	98.1%	100%	99.0%
高等学校	100%	100%	100%

(「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課)

- ・ 校種を問わずほぼ全ての学校において、多様な読書活動に取り組んでいます。「読み聞かせ」「朝の読書（一斉読書）」「推薦図書コーナーの設置」「ブックトーク」など、校種によって重点的に取り組む内容は異なっていますが、多様な読書活動に積極的に取り組んでいることが伺えます。特に、小学校においては、保護者やボランティアの協力も得ながら、読書活動の取組を継続して実施する学校が多くなっています。また、読書時間を確保するために、「一斉読書」を行い、読書に親しむ機会を設けている学校も多くあります。
- ・ 幼稚園や保育所等において進められている発達段階や興味・関心に応じた絵本や物語等に親しむ体験、多様なおはなし会などは、その後の読書習慣形成にとって大切な取組であるため継続した取組を促します。
- ・ 高等学校では、「推薦図書コーナー」に、大学入試に関連した本、授業で活用できる本、映像化された本のようにコーナーにテーマ性を持たせることで、意欲を喚起しようとする取組をしている学校が多く見られます。
- ・ 学習指導要領にも示されているように、学校図書館の機能の活用を図り、児童生徒の自主的・自発的な読書活動を充実させるために、学校図書館を計画的に利用できるようにしていくことが必要です。また、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能だけでなく、児童生徒にとって、生き生きとした学校生活を送るための「心の居場所」としての機能を充実していくことも望まれています。

③ 家庭における子ども読書活動の推進

第四次計画数値目標 2

□ 家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。

＜本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	98.5%	100%	98.3%
中学校	82.3%	100%	87.0%
高等学校	58.1%	100%	57.3%

（「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課）

- ・ 家庭において、「読んだ」と回答した児童生徒の割合は増加していますが、学年が上がるにつれて本を読んだ割合は減少しています。

＜本を読まない理由＞（令和5年度「読書に関する調査」より）

対 象	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	テレビ・ゲームの方が楽しい	遊ぶ方が楽しい
中学生	勉強・塾・宿題などで忙しい	スマートフォン・携帯などの方が楽しい
高校生	スマートフォン・携帯などの方が楽しい	部活動等で時間がない

- ・ 近年、中高生において、スマートフォンの所持率が高い状況の中、改めて読書の楽しさなどを感じさせる働きかけが必要です。
- ・ スマートフォン等の普及による生活環境や家庭環境の変化が、本に親しむ機会を減少させる一因にもなっていると考えられることから、家庭において、これらの利用の仕方に一定のルールを設け、幼少期から読み聞かせ等により読書に対する興味を高めることが、読書習慣を形成する上でも大切です。
- ・ 生涯にわたる読書習慣を身に付けるためには、乳幼児期から本に親しむ経験が重要であり、保護者の読書の必要性に対する理解が必要です。そうした保護者に対して、講座の開催やさまざまな情報提供等により、保護者の理解を深めていく必要があります。そのためにも、家庭教育に関する講座等において、子どもの読書活動の重要性、乳幼児期からの読み聞かせ等の必要性について、保護者の学ぶ機会が設けられるよう努めることが大切です。
- ・ 乳幼児期から家庭で本に親しむ取組として、市町村におけるブックスタート事業※が広がりを見せています。乳幼児健診等の機会において絵本の読み聞かせを行うなど、親子のコミュニケーションを図る読書活動の啓発を推進していくことが求められています。



<保護者に対する取組>

子どもをお迎えに来たときに目につく場所に本を置いて保護者の興味を引く工夫や、絵本の貸出、お知らせの発行などを行っている幼稚園や認定こども園等があります。

④ 地域における子ども読書活動の推進

第四次計画数値目標3

- 子ども読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。

＜市町村における子ども読書活動推進計画の策定率＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
策定率	100%	100%以上	100%
二次以降改定率	39.0%	100%以上	62.7%

(「社会教育課調査」(R4):社会教育課)

- ・ 市町村における子ども読書活動推進計画の策定は100%に達しました。また、二次以降の推進計画についても、約70%の市町村で策定済みの状況です。今後は、各市町村において計画の進捗状況を点検・評価し、見直しを図るとともに、本計画を基に、各市町村の状況に応じ、改定に向けた取組が必要です。

⑤ 支援を必要とする子どもの読書活動の推進

- ・ 読み聞かせボランティアの活用や大型絵本の使用により、児童・生徒の興味関心が広がったり、地域の人々や友達との交流が図られたりといった効果が見られました。
- ・ 特別支援学校へ移動図書館車が巡回し、様々な本に触れる機会を提供しています。移動図書館等を利用することで、児童・生徒の読書環境を補うことができています。事前に情報共有をすることで、児童・生徒のニーズに応じた書籍を提供してもらうことができました。また、県立図書館や市町村立図書館は、障がいのある子どもの支援として、おはなし会や図書の貸出し等、障がいの状況に応じた児童サービス※の充実を図っています。
- ・ 障がいのある子どもや帰国子女、外国籍の子どもたちの支援のための図書整備や情報提供をさらに充実していく必要があります。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

① 図書館の整備・充実

第四次計画数値目標4

- 児童生徒の読書活動を支援するため県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数の増加を図ります。

<県立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成30年度数値	令和6年度目標	達成状況
1,882冊	増加	1,481冊

(「福島県公立図書館図書室実態調査」(R5): 県立図書館)

<市町村立図書館による学校図書館への貸出冊数>

平成30年度数値	令和6年度目標	達成状況
218,550冊	増加	171,215冊

(「社会教育課調査」(R5): 社会教育課)

- ・ 学校図書館への貸出冊数は増加傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により減少しました。今後も、学校と公立図書館の連携を進め、学校のニーズに応じた図書資料の提供を継続していきます。
- ・ 県立図書館では、高等学校及び特別支援学校、小・中学校の図書館活動の充実を図ることを目的に支援セット貸出を行うとともに、支援セット内容の更新とその周知・活用を図るよう取り組んでいます。
- ・ 県や県立図書館、市町村立図書館等では、市町村立図書館の職員や読書ボランティアを対象とした研修会や講座を実施し、子どもの読書活動の支援者の育成を図っています。多くの読書ボランティア関係者等が研修会や講座へ参加し、自らの資質向上を図ると共に、そのネットワークの広がりにもつながっています。

② 学校図書館の整備・充実

第四次計画数値目標5

- 学校における読書活動を支援するため、学校司書等の配置を促進します。

<学校司書等を配置している学校の割合>

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	76.7%	100%	85.4%
中学校	80.1%	100%	84.5%
高等学校	95.2%	100%	93.9%

(「読書に関する調査」(R5): 義務教育課【小・中学校】・高校教育課【高等学校】)

- ・ 学校司書の配置率は年々増加しています。これは、第四次計画の目標達成のため、各地方自治体において適切な予算措置が行われたからであり、「学校司書のおかげで学校図書館の整備が進んだ」「学校司書の掲示や装飾で明るく足を運びたくなる学校図書館になった」「学校図書館に学校司書がいることで、学校図書館を利用する児童が増えた」という声も多いことから、今後も100%を目指して働きかけを行っていくことが必要です。また、本県は市町村立の小中学校においては専任司書の配置率は低いという課題もあり、まずは1校あたりの勤務時間が増えていくように働きかけを行っていく必要があります。
- ・ 司書教諭※は、小・中学校及び高等学校の12学級以上の学校で発令されています。しかし、その多くは学級担任を兼務しており、負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
- ・ 「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、各学校では学校図書館図書標準の達成に向けて資料の更新等を計画的に行い、図書資料の整備や充実が求められます。
- ・ 本の入手方法として、小学生の72.3%、中学生の26.2%、高校生の22.6%が「学校図書館の利用」としており、子どもの読書活動に大きな位置を占めていることから、更なる学校図書館の環境の整備・充実が求められます。

第四次計画数値目標6

- 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくりのため、読書ボランティアの活用を推進します。

＜読書ボランティアが参画している学校図書館の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	79.0%	100%	71.1%
中学校	16.7%	100%	17.6%

(「読書に関する調査」(R5):義務教育課)

- ・ 小学校では定期的に行われる読書ボランティアの読み聞かせやブックトークを楽しむ子どもたちの様子が見られ、読書ボランティアの活動が子どもたちの読書活動の推進につながっています。また、学年に応じて読み聞かせやブックトークのテーマを設定するなどし、学校の教育活動との連携や活用も図られています。
- ・ 高等学校においては、キャリア教育の視点で読み聞かせボランティアを活用したり、読み聞かせのボランティアとして活動したりする事例があり、今後そうした取組が読書活動の推進を支えるものとして期待されます。

③ 家庭、地域、学校等における連携の推進

第四次計画数値目標7

□ 学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。

＜公立図書館と連携している学校の割合＞

	令和元年度数値	令和6年度目標値	達成状況
小学校	83.3%	100%	83.7%
中学校	47.2%	100%	47.8%
高等学校	66.3%	100%	82.9%

(「読書に関する調査」(R5)：義務教育課)

- ・ 小学校では地域にある公立図書館や公民館図書室を訪問し、おはなし会に参加したり実際に本を借りる体験をしたりするなどして、社会生活とつなげる実践も行われています。

<p>公立図書館訪問 南相馬市立上真野小学校の2年生が、南相馬市立図書館を訪問した様子です。小学校と公立図書館の連携が図られています。</p>	
--	---

- ・ 高等学校では、自校にない本や資料を近隣の公立図書館から借り受け、提供できるようにしています。公立図書館から借り受けた本を空き教室で貸し出すという「出張図書館」という取組を行った学校もありました。また、図書委員が作成した「おすすめ本紹介POP」を公立図書館に提供し、展示してもらう取組も見られています。

<p>出張図書館 猪苗代高校では、空き教室を活用した出張図書館を開催しています。本は、猪苗代図書館からの提供ということで、高校と公立図書館の連携が図られています。 小中学校でも同様の取組事例があり、公共図書館と学校の連携が進んでいます。</p>	
---	---

- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者等と連携することで、様々な読書活動推進ができるよう支援に努めます。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

① 推進のための普及や啓発

- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間※」等における市町村の様々な行事やイベントの実施が増加しています。子どもの読書習慣の確立につながるよう、引き続き実施内容の工夫に努めるとともに、その啓発に向け広く広報することにも努めます。

② 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

- 乳幼児期からの読書の習慣形成に向け、公立図書館をはじめ、学校、ボランティア等の子どもの読書活動に関わる情報や読書活動推進事業について広報誌やホームページ、社会教育課 note 等を活用し情報の提供に一層努め、読書推進に向けた県民の関心が高まるように情報発信を行いました。

<社会教育課 note の URL>

https://note.com/social_fukushima



③ 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

- 子どもの読書活動優秀実践校（園）、図書館、団体（個人）を選考し、国の表彰事業に推薦するとともに、広報媒体等を活用しその実践内容の紹介に努めています。
- 県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書の紹介を家庭や関係機関に周知していくことも必要です。

(2) 数値目標の進捗状況

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典
1	学校において多様な読書活動を実施し、子どもの読書活動の推進のための取組を促進します。 【基本方針1-(2)】	多様な読書活動推進に取り組んでいる学校の割合	小学校			「読書に関する調査」
			100%	100%	100%	
			中学校			【義務教育課】
			98.1%	100%	99.0%	
高等学校			【高校教育課】			
100%	100%	100%				

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典			
2	家庭における読書活動を推進し、「本を1か月に1冊も読まなかった児童生徒の割合」を減少させます。 【基本方針1-(3)】	本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合	小学校			98.3%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			98.5%	100%					
			中学校			87.0%		【高校教育課】	
			82.3%	100%					
高等学校			58.1%(参考)	100%	57.3%				
3	子どもの読書活動推進を県民に広く認識してもらうため、市町村における子ども読書活動推進計画の策定を促します。 【基本方針1-(4)】	市町村における子ども読書活動推進計画の策定率及び改定率	策定率			100%	「社会教育課調査」 【社会教育課】 *R4末		
			100%	100%	100%				
			2次以降改定率			2次 39.0% 3次 6.8%		100%	2次 62.7% 3次 33.9% 4次 8.5%
4	児童生徒の読書活動を支援するため、県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への図書資料の貸出冊数の増加を図ります。 【基本方針2-(1)】	県立図書館及び市町村立図書館による学校図書館への貸出冊数	県立図書館			1,481冊 R5.12月	「福島県公立図書館図書室実態調査」 【県立図書館】		
			1,882冊 平成30年度	増加					
			市町村立図書館			171,215冊 令和5年度		「社会教育課調査」 【社会教育課】	
			218,550冊 平成30年度	増加					
5	学校における読書活動を支援するため、学校司書の配置を促進します。 【基本方針2-(2)】	学校司書等を配置している学校の割合	小学校			85.4%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			76.7%	100%					
			中学校			93.9%		【高校教育課】	
			80.1%	100%					
高等学校			95.2%	100%					
6	効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくりのため、読書ボランティアの活用を推進します。 【基本方針2-(2)】	読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	小学校			71.1%	「読書に関する調査」 【義務教育課】		
			79.0%	100%					
			中学校			16.7%		100%	17.6%

番号	目標	指標	当初値 令和元年	目標値 令和6年	現状値 令和5年	出典
7	学校における読書活動を支援するため、学校図書館と公立図書館の連携を促進します。 【基本方針2-(3)】	公立図書館と連携している学校の割合	小学校			「読書に関する調査」 【義務教育課】
			83.3%	100%	86.7%	
			中学校			
			47.2%	100%	47.8%	
			高等学校			
			66.3%	100%	82.9%	
8	読書活動推進のために、広報・啓発を推進します。 【基本方針3(1)】	「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」に子どもの読書活動に関する事業を実施している市町村の割合	81.4%	100%	*調査無	「社会教育課調査」 【文部科学省】

3 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の基本的方針

(1) 計画の基本的な考え方

子どもの読書活動は、言葉を学び、表現力を高め、想像力や感性を豊かなものにし、他者への思いやりの心を育むことができます。人生をより豊かに生きていく上で欠くことのできないものです。

本県においては、「第四次福島県子ども読書活動推進計画」（令和2年2月）の策定により、学校、家庭、地域における子どもの読書活動の推進が一層進み、一定の成果を上げることができました。その一方で、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（令和5年3月）では、急激に変化する時代において必要とされる資質・能力を育むために、読解力や想像力、思考力、表現力を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」を基本的方針として、家庭、地域、学校が中心となり社会全体で子どもの読書活動を推進していくことが示されています。

国の計画を踏まえつつ、福島県の子どもたちに読書習慣の形成を一層効果的に図り、子どもの発達段階に応じて、乳幼児期から切れ目なく子どもが読書に親しむ活動を推進していくことが重要となります。福島の未来をひらくすべての子どもが読書の楽しさを実感し、生涯にわたって望ましい読書習慣が確立できるよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割や責任を明確にし、社会全体で子どもの読書活動を推進します。

スローガン

『 **ふくしまの未来をひらく 読書の力** 』

ふくしまの全ての子ども（乳幼児～高校生）に
読書の力（読解力・想像力・思考力・表現力）を！

読書に親しむ

- ・発達段階に応じて
- ・多様な子どもたちに
- ・学校で
- ・家庭で
- ・地域で

読書環境の整備

- ・県立図書館
- ・公立図書館
- ・公民館図書室
- ・学校図書館
- ・連携・協力して

読書活動への理解

- ・普及・啓発活動
- ・情報の収集と提供
- ・優れた取組の奨励
- ・優良図書等の普及

(2) 基本方針

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

子どもたちが読書の楽しさや良さを実感するためには、発達段階に応じた本との出会いの場の提供、読み聞かせや読書に親しむ機会の拡充が必要になります。そのため、乳幼児期から家庭を原点として、学校や地域等において本に親しむ機会の充実を目指します。

また、子どもが生涯にわたって望ましい読書習慣を身に付けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園、小・中学校（義務教育学校を含む。以下同じ。）、高等学校、特別支援学校において、それぞれの発達段階に応じて読書活動の推進に向けた特色ある切れ目のない取組が展開されることを目指します。

基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために

子どもたちが、あらゆる機会とあらゆる場所において読書に親しむことができる環境の整備の推進を図ります。また、公立図書館や学校図書館等の機能の充実や子どもの読書活動を支える人材の確保や資質向上と更なるネットワークの構築を図ります。そうしたことを踏まえ、学校、家庭、地域、関係機関、団体等が連携・協力する体制を構築し、子どもの読書活動の推進に向けた環境の整備を進めます。

基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

子どもの読書活動の推進のために、読書活動の意義や重要性についての理解を広く普及させるための取組や広報を充実していくことが必要です。

そこで、子どもの読書活動の重要性について理解が深まるよう、実践事例等の情報提供や、優れた取組の奨励等、より一層の普及啓発活動に努め、県全体として子どもの読書活動の推進が図られることを目指します。

(3) 計画期間

本計画は、国の新たな第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を基本とし、第7次福島県総合教育計画の内容とも関連させながら、おおむね5年間で計画期間とします。

第2章

推進の方向性と具体的な取組

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」体系図

基本理念（スローガン）

ふくしまの未来をひらく 読書の力

基本方針1

子どもが読書に親しむ機会の充実のために

<推進の方策>

- (1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進
- (2) 多様な子どもたちに対応した読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (5) 地域における子どもの読書活動の推進

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

<推進の方策>

- (1) 図書館の整備・充実
- (2) 学校図書館の整備・充実
- (3) 連携・協力体制の構築

基本方針3

子どもの読書活動についての理解の促進のために

<推進の方策>

- (1) 推進のための普及や啓発
- (2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供
- (3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

<計画期間>令和7年度からおおむね5年間

基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために

(1) 子どもの発達段階に応じた読書活動の推進

読書活動は、心身の発達と深く関わっており、子どもがそれぞれの発達の段階に応じて興味を持った絵本や本を読むことは、子どもの発達課題の達成を助け、豊かな情操を育むことにつながります。

生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成するために

- 乳幼児期から発達段階に応じた読書活動が行われること
- 学校種間の切れ目のない取組を行うこと
(学校図書館の利用システムなどの確実な引き継ぎ等)
- 幼稚園、保育所、認定こども園、学校等における読書活動を推進すること

学習指導要領等には、発達段階ごとの読書について、以下のような記載があります。

- ① 幼稚園：日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。
- ② 小学校：(1・2年) 楽しんで読書 (3・4年) 幅広く読書 (5・6年) 進んで読書をし、思いや考えを伝え合う。
- ③ 中学校：(1年) 進んで読書をする。(2年) 読書を生活に役立てる。(3年) 読書を通して自己を向上させる。
- ④ 高校：様々な文章を読むことによって、我が国の言語文化に対する理解を深め、生涯にわたって読書に親しみ、国語の向上や社会生活の充実を図る態度を育てる。

(出典：幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領)

子どもの発達段階に応じた読書活動の主な取組

福島県の特徴ある取組

発達段階の特性 読書推進の役割		乳幼児期	小学校期	中学校期	高校期
		・周りからの言葉かけや会話により言葉を獲得する。 ・読み聞かせなどにより絵本や物語に興味を持つ。	・一人で本を読めるようになる。 ・はやく読めるようになり、多くの本を読むようになる。 ・読書の幅が広がり始める。	・多読の傾向が減少する。 ・共感したり感動できたりする本を選んで読む。 ・読書を将来に役立てようとする。	・目的や資料の種類に応じて適切に読むことができるようになる。 ・知的興味に応じ、一層幅広く多様な読書ができるようになる。
		楽しむ読書		調べる読書	
		考える読書			
保育所 幼稚園 認定こども園等	・遊びや読み聞かせなどを通して本に親しむ機会を提供し、子どもの本に親しむ習慣を形成する。	読み聞かせ 図書館環境の整備 保護者への啓発・家読			
小学校 中学校 義務教育学校 高等学校 特別支援学校	・一斉読書や読み聞かせなどの取組と多様な読書経験などを通じて、読書習慣を形成する。 ・公立図書館、ボランティア等との連携を図り、読書に親しむ機会を提供する。		読み聞かせ・一斉読書 友人同士の関わりを通じた読書への動機付け ブックトーク・ビブリオバトルなど 子ども司書など 図書館環境の整備 保護者への啓発・家読	読書コンシェルジュなど	
学校図書館	・必要な資料を収集・整理し、児童生徒及び教員の利用に供する。 ・児童生徒の自主的・自発的な読書活動を促す。		図書館環境の整備 読書相談・レファレンス 児童・生徒への啓発 調べ学習・探究的な学習活動 授業サポート 公立図書館等との連携		
家庭	・子どもへの読み聞かせや本に親しむ環境を整え、読書習慣を形成する。	読み聞かせ 家読 図書館等の利用 読書関連事業への参加 ブックスタート どくしょスタート※			
公立図書館	・地域における読書推進の中核的役割を担う。 ・図書、資料等を収集・整理し一般公衆の利用に供する。	おはなし会など 児童室の充実 ブックスタート どくしょスタート	ヤングアダルトコーナーの整備 保護者への啓発 読書相談・レファレンス		
公見 児童館	・子どもの読書に親しむ身近な施設として図書コーナーなどの充実を図る。	図書コーナーの充実 おはなし会など ブックスタート どくしょスタート	保護者への啓発		
ボランティア	・読み聞かせやおはなし会、環境整備等を行い、子どもが読書に親しむ活動を行う。	読み聞かせ おはなし会など ブックスタート	公立図書館等の環境整備 学校図書館の環境整備		

(2) 多様な子どもたちに対応した読書活動の推進

本推進計画では、計画の基本的な考え方の中で「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」と述べています。この「全ての子どもが読書の楽しさを実感し」は、例えば障がい等により図書館の利用が困難な子ども、識字障害（ディスレクシア）※により読書に困難を抱える子ども、日本語指導を必要とする子ども、相対的貧困状態にある子ども等、多様な子どもたちを受容し、その子どもたち全てに対応した取組を行うことが重要です。

そのために、「読書バリアフリー法」等を踏まえ、全ての子どもたちが読書に親しむことができるように、学校、地域、図書館、ボランティア等がその機能や技術を生かし、連携・協力しながら読書活動の支援と環境の整備を進めていくことが必要です。

① 障がいの特性や状況に応じた支援

○ 障がいの状況等に応じた図書や機器の整備と情報保障を含めた環境づくり

- ・ 公立図書館は、障がいの種類や程度に関わらず、全ての子どもたちが楽しむことができる布絵本やさわる絵本※、点字図書、大活字本※、マルチメディアデジター※、録音図書※等のバリアフリー図書※の収集および拡大読書器※、リーディングトラッカー※、リーディングルーペ※等の設備の充実に努めるとともに、施設のユニバーサル化を一層促進することが必要です。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館や学校図書館等へのバリアフリー図書も含めた資料の貸出等による支援のほか、資料宅配サービス※等、様々な理由によって図書館に来館できない子どもへのサービスを引き続き展開していきます。
- ・ 県立図書館は多様な子どもたちへの読書機会を確保するために、多言語、やさしい日本語による利用案内を整備します。また教育委員会は、管内市町村立図書館に対して同様のサービスについて整備するよう促します。

○ 関係機関、民間団体等との連携による体制の整備

- ・ 県立図書館は、点字図書館、聴覚障害者情報支援センター等関係機関と連携し、視覚や聴覚等に障がいのある子どもの読書活動に関する情報を収集・提供するなどして、市町村立図書館や学校図書館等の活動を支援します。
- ・ 視覚障害教育情報ネットワークの活用等により、点字図書や点字データの相互利用がなされるよう促します。
- ・ 公立図書館には、手話・音訳ボランティア等との連携・協力により対面朗読※や手話によるおはなし会を実施する等、障がいのある子どものニーズに対応できる体制の整備に努めるよう促します。
- ・ 読書ボランティアを対象にした、障がいのある子どもたちに対する読書活動支援のための研修会の実施を促します。

② 日本語指導を必要とする子ども等への支援

○ 多言語による図書資料の収集・提供

- ・ 県立図書館は、帰国子女や母国語が日本語でない子ども等の読書活動の支援のため、多言語による図書資料を収集・提供します。関係機関と連携し、母国語が日本語でない子どもたちと、県内の子どもたちが異文化に親しみ理解する機会の提供を促します。また、市町村立図書館へも多言語サービスの情報を提供します。

<p>①県立図書館の取組 みんなが読書できる社会をつくる ～福島県立図書館の読書バリアフリー推進への取組みをご紹介します～</p>	
<p>②福島県点字図書館の取組 福島県点字図書館は、視覚障がい者と視覚障がい者を支援する方々のための情報提供施設です。</p>	

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校では、子どもの発達段階に応じて、子どもが本に親しみ読書習慣を形成するとともに、学校種間の切れ目のない連携により、子どもの自主的、意図的な読書活動や学習活動を充実させていくことが期待されます。

幼稚園、保育所、認定こども園等及び学校は、子どもが多くの時間を共に過ごす中で、読書への興味関心や読書習慣を育てていく上で、大きな役割を果たすとともに、確かな学力の基盤を形成する上で重要な役割を担っています。

- 児童生徒の自主的・自発的な読書活動
- 効果的な「主体的・対話的で深い学び」の推進
- 学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」の機能

福島県の特徴ある取組

学校種間の切れ目のない連携 ～平田村幼小連携事業・読書交流と学校図書室探検～

平田村では、文部科学省で推奨している「架け橋期プログラム」として、幼小連携事業に取り組んでいます。こども園の園児と小学校児童との交流の際には、読書交流や小学校図書館の訪問などを行い、切れ目のない読書活動に取り組んでいます。



幼小交流の機会に、小学生と園児が一緒に絵本を楽しんでいる一コマです。同じこども園出身ということもあって、自然に一緒に絵本を手にして読む様子が見られています。



小学校2年生が園児に読み聞かせをする、幼小交流の一コマです。読んでもらっていた子どもたちが、小学生になり読む側になりました。

① 幼稚園、保育所、認定こども園等における読書活動の推進

○ 乳幼児が絵本や物語に親しむ活動の充実

- ・ 幼稚園教育要領及び保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、その指導の充実を促進することが重要です。
- ・ 家庭での読み聞かせや読書など、保護者が乳幼児期の読書を一緒に楽しめるよう啓発します。
- ・ 市町村教育委員会が、市町村立図書館等と連携して、教諭や保育士、保育教諭等に対する研修会を実施することが求められます。

○ 乳幼児が絵本や物語に親しむための環境づくり

- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等では、乳幼児が安心して安全に図書に触れることができるような環境づくりに努めるとともに、保護者やボランティア等と連携して図書の充実を図ることが大切です。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等は、図書館の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定し、多様な読書経験をさせることが望まれます。
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園等で行っている未就学児を対象とした読み聞かせ等を推進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く啓発することが重要です。

<p>①学校法人佐藤学園 開南幼稚園の取組</p> <p>図書室を設置し、子どもたちがいつでも絵本に触れられる環境を構成しており、本の貸し出し等を毎週末行っている。また、専任司書の配置に加え、定期的に語り部を招聘し、民話に親しんだり父母会で組織した読み聞かせサークルによる読み聞かせを行ったりしている。</p>	
<p>②富岡町立にこここども園の取組</p> <p>富岡町図書館の方から、絵本や紙芝居の読み聞かせをしてもらう機会をつくっている。</p>	

② 小学校・中学校・高等学校における読書活動の推進

- 読書活動の充実（読書センターとしての機能）
 - ・ 朝の読書等の全校一斉読書活動の継続と充実を図ることにより、読書する時間を確保し、読書習慣の定着を促進します。
 - ・ 推薦図書コーナーの設置、児童生徒相互の図書紹介などにより、様々な分野の図書に触れる機会が充実するよう促します。

- 学校図書館を活用した学習活動の充実（学習・情報センターとしての機能）
 - ・ 調べ学習※（探究的な学習活動）等での学校図書館の活用促進を図ります。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びを効果的に進める基盤として機能するよう学校図書館の整備・充実を図ります。
 - ・ 視聴覚資料やICT機器等の環境整備を促します。
 - ・ 新聞は、児童生徒が現実社会の諸課題を多面的に考察し、公正に判断する力を身に付けることができることから、学校図書館への新聞の複数紙配備とその活用を促します。
 - ・ 児童生徒の目に留まりやすい新聞コーナーの設置や、新聞記事の読み比べ、新聞記事についての自分の意見や感想を述べる活動などへの取組により、新聞を読んだり活用したりする機会を増やします。

<p>①会津学鳳中学校・高等学校の取組</p> <p>新聞データベースを活用した調べ学習や探究活動</p>	
<p>②NIEのホームページ</p> <p>学校などで新聞を教材として活用した学習について</p>	

○ 校種を越えた交流

ビブリオバトルでの中高交流、中学生が小学生に本を紹介したり読み聞かせをしたりする取組などにより、読書を通じた異年齢層とのかかわりや、多様な図書に触れる機会を促します。

○ 校内推進体制の確立

- ・ 全ての教育活動において学校図書館の計画的な活用が図られるよう、学校図書館を活用した学習活動の年間指導計画の作成を司書教諭等を対象とした研修会等を通して促します。
- ・ 学校司書や司書教諭、教職員が連携し、保護者や読書ボランティア等の協力を得ながら、学校全体で読書活動を推進できる体制の整備を促します。
- ・ 教職員、学校司書を対象とした研修会の充実を促進し、読書活動の推進に向けた資質向上を図ります。また、読書指導に関する先進的な取組の紹介等により、教職員等の指導力の向上を図れるよう促します。

○ 子どもの読書への関心を高める取組の充実

- ・ 入学時等の学校図書館の使い方、本の借り方・返し方を学ぶオリエンテーション等の充実を促します。
- ・ 読書への関心を高め、読書の幅を広げることで読書習慣が形成されていくように、次に示すような多様な活動に適切に取り組むことが重要です。

・ 読書会

数人で集まり、本の感想を話し合う活動。その場で同じ本を読む、事前に読んでくる、一冊の本を順番に読む等、様々な方法があります。この取組により、本の新たな魅力に気づき、より深い読書につなげることができます。

・ ペア読書

二人で読書を行うもので、家族や他の学年、クラス等様々な単位で一冊の本を読み、感想や意見を交わす活動です。この取組により読む力に差がある場合も相手を意識し、本を共有することにつなげることができます。

・ お話（ストーリーテリング）

語り手が昔話や創作された物語を全て覚えて自分の言葉で語り聞かせ、聞き手がそれを聞いて想像を膨らませる活動。直接物語を聞くことで、語り手と聞き手が一体になって楽しむことができます。

・ ブックトーク

相手に本への興味が湧くような工夫を凝らしながら、あるテーマに沿って関連付けて、複数の本を紹介することです。1つのテーマから様々なジャンルの本に触れることができます。

・アニメーション

読書へのアニメーションとは、子どもたちの参加により行われる読書指導のことであり、読書の楽しさを伝え自主的に読む力を引き出すために行われるものです。ゲームや著者訪問等、様々な形があります。

・ビブリオバトル（書評合戦）

発表者が読んで面白いと思った本を一人5分程度で紹介し、その発表に関する意見交換を2～3分程度行います。全ての発表が終了した後に、どの本が一番読みたくなったかを参加者の多数決で選ぶ活動です。ゲーム感覚で楽しみながら本に関心を持つことができます。

・図書委員、「子ども司書※」、「読書コンシェルジュ※」等の活動

子どもが図書館や読書活動について学び、お薦め本を選定して紹介したり、同世代の子どもを対象とした読書を広める企画を実施したりする活動。自ら読書に関する理解を深めるとともに、読書活動の推進役となり、同世代の子どもの読書のきっかけを作り出すものです。

・子ども同士の意見交換を通じて、一冊の本を「〇〇賞」として選ぶ取組

参加者が複数の同じ本を読み、評価の基準も含めて議論を行った上で、一冊のお薦め本を決める活動。複数の本を読み込み、共通の本について自身の考えて話し合うことで、自分と異なる視点を知り、自身の幅を広げることにつながるものとなります。

・図書館見学

小学校等の授業の一環として、公立図書館見学を行い、本の借り方や施設について理解を深める活動を行うことで、子どもたちの図書館の利用を促進し、選書の幅を広げることで読書に親しむことができるようになります。

福島県の特徴ある取組

<p>①郡山市立湖南小中学校 学芸委員会による小学生への読み聞かせの取組</p>	
<p>②県立高校における読書活動推進の取組 (高校教育課 HP より)</p>	
<p>③橘高等学校 「橘高生×書籍：すてきな本との出会い」</p>	

<p>④会津高等学校 校内選書会の取組</p>	
<p>⑤福島西高等学校 学校HPを活用した図書館情報の発信</p>	
<p>⑥郡山市中央図書館 小学校5・6年生を対象とした、こども司書養成講座</p>	
<p>⑦県立図書館 幼稚園や学校等からの申し込みにより、県立図書館の施設案内や利用案内、読み聞かせや調べ学習等を行う「図書館見学の受け入れ」の取組</p>	
<p>⑧もったいない図書館（矢祭町） 小学校1～6年生を対象とした「矢祭こども司書講座」の取組</p>	
<p>⑨ビブリオバトル福島県大会 中学生・高校生を対象としたビブリオバトルの取組</p>	
<p>⑩福島東高等学校 書店×福島東高校図書館コラボ企画</p>	

* 福島県の特徴ある取組については、今後も随時更新していきます。最新の情報は下記のアドレスまたは、二次元コードより御覧ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/edu/keikaku.html>



③ 特別支援学校における読書活動の推進

- 図書資料や読書環境整備の充実
 - ・ 点字図書※や大型絵本、布絵本※、紙芝居、パネルシアター※、マルチメディアデ
ィジー図書等のバリアフリー図書の整備を推進します。
 - ・ 学校図書館を活用し、計画的な図書の整備や書架の配置、図書コーナーの工夫
等、環境整備の充実を促します。
- 移動図書館等の活用
 - ・ 児童生徒の興味関心に応じた読書ができるよう、公立図書館の移動図書館等で
の貸出やおはなし会などを活用し、本に親しむ機会を提供します。
- 幼児や児童生徒の発達や障がい等の状況に応じた多様な読書活動の推進
 - ・ 読み聞かせ、ブックトーク、ストーリーテリング、バリアフリー図書の体験等、
多様な読書活動の実施を促進します。
- 読書支援の推進
 - ・ 学校司書の配置促進を進めるとともに、学校が読書ボランティアと連携し、図
書の貸出の活用や読み聞かせ、ブックトーク等の読書活動を通して、様々な図書
に触れる機会の充実を図ることを促進します。
 - ・ 障がいの種類や程度、特性に応じた読書支援ができるよう、県立図書館や知事
部局関係各課との連携により専門的な研修や資料に関する相談等の実施を推進
します。

福島県の特徴ある取組

<p>①石川支援学校 絵本を題材にしたひらが なの学習</p>		<p>②相馬支援学校 ボランティアによる読み 聞かせ</p>	
<p>③聴覚支援学校 ボランティアによる読み 聞かせ</p>		<p>④大笹生支援学校 電子絵本の活用</p>	
<p>⑤たむら支援学校 ボランティアによるおは なし会①</p>		<p>⑥たむら支援学校 ボランティアによるおは なし会②</p>	

(4) 家庭における子どもの読書活動の推進

県の実態として、「1か月に1冊も本を読まなかった児童生徒の割合」は小学生で1.7%、中学生で13.0%、高校生で42.7%と、学年が進むにつれ読書離れが進む傾向が見られます。（「読書に関する調査」(R5)：義務教育課・高校教育課）子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、推進法第6条にも規定されているとおり、保護者は子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが求められています。特に、就学前の時期は、本と初めて出会う大切な時期です。乳幼児期の読み聞かせ、わらべうたや手遊びなどにより、子どもとのコミュニケーションを図り、親子で本を楽しみながら読書への関心を高め、感性豊かな子どもに育てていくことが大切です。家庭においては、絵本や物語等の読み聞かせをしたり、家族で図書館に行ったりするなどして、子どもが本に親しむきっかけをつくるのが大切になります。

また、毎日決まった時間に家族で読書をするなどして、読書習慣の形成を図ったり、読書を通して子どもが感じたことや考えたことを家族で話し合ったりするなど、読書に対する興味や関心が高められるようにしていくことが望まれます。家庭における読書は、一冊の本を媒介にして家族が話し合う時間を持ち、絆（きずな）を深める手段として重要なものでもあります。

これらのことから、保護者等に対して県や市町村教育委員会と各首長部局、行政と民間団体等との連携や協働により、家庭における読書活動の意義について十分な理解を促すとともに、情報提供を行い、家庭における読書活動を一層充実させることが課題となります。

① 読書習慣づくりの重要性についての理解の促進

- 家庭教育に関する各種事業を活用した啓発
 - ・ 親子を対象にしたイベントや家庭教育に関する講座等において、関係機関が連携しながら読書の良さや楽しさを伝えるとともに、「読み聞かせ」や「家読」の大切さについて、保護者への啓発を促します。
- 市町村と連携した乳幼児期から読書に親しむための事業の推進
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業について紹介するなどの保護者への啓発を促します。
- PTA等との連携による読書習慣の定着に向けた取組
 - ・ 各学校におけるメディアコントロール*の取組と併せて、家庭での読書習慣の定着に向けた取組を促進します。
 - ・ PTAとの連携により読書活動の推進に関わる講演会の開催等を促します。
 - ・ 親子読書月間や家庭読書の日の設定による読書習慣の形成につながる取組を市町村に促します。

② 本に親しむ機会の充実

○ おはなし会や研修会の開催を通じた親子読書の推進

- 多くの子どもや保護者に読書に親しんでもらうとともに、家庭における読み聞かせの在り方の一助になるよう、多様なおはなし会や読み聞かせ会等の開催を促進します。また、おはなし会等の充実を図れるよう、市町村立図書館職員やボランティア等に対する研修会の実施を推進します。

①出前おはなし会 三春町の取組		②研修会等 南会津教育事務所の取組 「読書活動推進 News」	
--------------------	---	---------------------------------------	---

○ 子どもの発達段階に応じた読書ブックリスト等の作成と活用

- 乳幼児期、小学校期、中学校期等の発達段階ごとの子どもに読ませたい本をまとめた「ブックリスト」の作成及び活用を促進します。

①ブックリスト 県立図書館の取組		②ブックリスト 福島市の取組	
---------------------	--	-------------------	--

○ 家庭における読書を支援する取組

- 家庭における子どもを中心とした読書活動が一層進み、家族で本に親しむことができるよう、福島県家庭教育支援チームの配置促進を図るとともに、関係機関が連携・協力して、「家読（うちどく）」の啓発や「ブックスタート」等の取組を促します。

心をつなぎ、生きる力を育てる「家読（うちどく）」



家読って？
「うちどく」を詳しくお話しすると…

「うちどく」とは、家庭読書をとおしてコミュニケーションを深めていく読書運動をいいます。1冊の絵本を囲んで家族で感想を話し合うことで、家族のきずなを深め、読書の楽しさを共有します。週末の絵本の貸し出しなども家読のきっかけになりますね！



(5) 地域における子どもの読書活動の推進

子どもの読書活動を推進するためには、身近に本に親しめる環境があることが重要となります。子どもにとって、図書館は、豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所です。また、保護者にとっては、子どもに読んであげたい本や読んでほしい本を選んだり、子どもの読書について司書等に相談したりすることができる場所です。

また、図書館は子どもやその保護者を対象とした読み聞かせ会、お話（ストーリーテリング）、講座、展示会等を実施するほか、子どもの読書活動を推進する団体の支援や多様なボランティア活動等の機会・場所の提供、それらの活動を円滑に行うための研修等も行っており、地域における子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。このような図書館の取組は今後も充実させていくことが求められています。

さらに、読書ボランティア団体や民間団体は、子どもに本の魅力を伝える重要な存在であり、子どもの読書活動を推進することから、その活動の充実が期待されます。そのためにも、市町村教育委員会や公立図書館等と連携・協力を一層進めていくことが重要です。

① 県立図書館における子どもの読書活動の推進

福島県の特徴ある取組

- 市町村立図書館・公民館図書室への支援及び連携
 - ・ 市町村立図書館・公民館図書室への資料の貸出や運営相談等を行います。
 - ・ 図書館未設置自治体や被災自治体の公民館図書室・小学校・子ども園等には巡回貸出を行い、要望に応じておはなし会や講座などを開催します。
 - ・ 市町村等で開催する研修会や講座等への職員の派遣、講師の紹介をします。また、図書館未設置町村を巡回し、資料の貸出と運営相談等を実施します。
 - ・ 情報ネットワーク事業や図書館資料物流ネットワーク※の活用により、市町村と連携し情報の共有化と利便性強化を図ります。
- 学校図書館への支援
 - ・ 県内小・中学校及び高等学校の学校図書館に対して、子どもの要望に応じた資料の貸出を行います。
 - ・ 県内小・中学校での調べ学習等に役立てるための資料が不足する市町村立図書館・公民館図書室に対してセット貸出を行うとともに、ブックリスト等の資料情報提供をします。
 - ・ 県内高等学校の図書館活動の充実を図るための支援貸出を行います。
 - ・ 特別支援学校に対して、巡回貸出やおはなし会を要望に応じて実施します。
 - ・ 学校図書館に対して、運営支援のための資料貸出や情報提供を行います。

- 子どもが本に親しむ機会の提供
 - ・ 図書館見学会やおはなし会の開催、おすすめの本の展示等により、子どもが図書館や本に親しむ機会を提供します。
 - ・ 児童資料や児童サービスについての情報提供のため、広報誌を発行するほか、ホームページ等で公開します。
 - ・ 児童図書に関するレファレンスサービス^{*}や読書相談の充実を図ります。
- 震災の影響で休館している図書館等への支援
 - ・ 東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体に対して、図書館活動再開や読書環境の整備につながる継続的な支援に努めます。

② 市町村における子どもの読書活動の推進

- 市町村子ども読書活動推進計画の点検、評価、改定
 - ・ 各市町村に対して、それぞれの子ども読書活動推進計画に基づいた取組が展開されるよう、取組の進捗状況の点検による適切な計画の進行管理及び評価を実施するよう働きかけるとともに、必要に応じて見直しを行い、改定を図るよう促します。

<市町村子ども読書活動推進計画策定状況> R7年度末現在

	第一次計画	第二次計画	第三次計画	第四次計画
市町村数	59	40	25	6
割合	100%	67.8%	42.3%	10.0%
備考				

- 図書館の設置と役割
 - ・ 子どもの読書活動の拠点となる図書館は、保護者にとっても読書活動について学んだり相談したりすることができる場所です。子どもの読書活動へ及ぼす影響の大きさを鑑み、図書館未設置町村には、図書館設置を働きかけ、設置機運の醸成を図ります。
 - ・ 図書館は、「図書館法」及び「図書館の設置及び運営の望ましい基準」等に基づき、地域における子どもの読書活動の推進に努め、家庭、地域、学校及び地域の民間団体等と一層の連携を図りながら取組を推進していくことが重要です。
- 図書館相互の連携協力、学校図書館や公民館図書室との蔵書の相互利用
 - ・ 図書資料の相互貸借のための図書館資料物流ネットワークの整備と学校図書館や公民館図書室との情報ネットワーク化を促すことにより、市町村立図書館等との連携を推進します。
 - ・ 公立図書館による学校図書館運営のための相談等の支援・連携を行うよう促します。

- 市町村や各団体が学校や地域で実施していく事業や機会の活用
 - ・ 市町村立図書館職員の専門性をいかし、依頼により学校等での読み聞かせやブックトーク、図書館の活用の仕方や資料の調べ方、読書相談等の実施を促します。
 - ・ 放課後児童クラブ、放課後子ども教室※において、読書活動の機会が充実するよう促します。
 - ・ 市町村が実施する乳幼児健診等の機会を通して、絵本の紹介やリーフレット配布等、読み聞かせの意義や重要性を伝える事業の取組について紹介することにより関連事業の推進を促します。
 - ・ 市町村や公立図書館による子どもの利用促進の取組（ブックスタートなど）や広報を促します。

福島県の特徴ある取組

<p>①相馬市立図書館 「おはなしの部屋」 ボランティアの方による、絵本や紙芝居の読み聞かせの取組</p>	
<p>②石川町立図書館 読書週間イベント「図書館まつり」の取組</p>	
<p>③矢吹町 「矢吹子ども読書100選」の取組</p>	
<p>④三春町 「読書通帳」の取組</p>	

③ 関係機関・団体等の活動に対する支援

- 関係機関の協力体制の促進
 - ・ 「福島県地域学校協働本部※」は、読書ボランティアの活動に関する相談や学習支援等ボランティアに登録している読書活動ボランティア団体の受け入れについて市町村に働きかけるなど、その活動を支援します。
- 読書活動推進に関する助成等の情報提供
 - ・ 国の民間団体支援策である「子どもゆめ基金※」の周知に努め、子どもの読書活動に関わる団体に対して、その活用を奨励します。

基本方針2

子どもの読書環境の整備と充実のために

(1) 図書館の整備・充実

子どもの読書環境の充実を推進していくためには、子どもの身近なところに読書のできる環境を整備していくことが必要となります。

公立図書館等は、地域における子どもの読書活動を推進する中心的な役割を担うことから、子どもが一層読書に親しむことができるように、以下の取組が必要です。

① 蔵書等図書資料と利用環境の整備・充実

- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、公民館図書室等を支援するため、乳幼児や児童用の図書資料やヤングアダルト※資料、おはなし会用の大型絵本や大型紙芝居等、子どもの読書活動に関する資料等の計画的な整備を図ります。
- ・ 県立図書館は、「協力貸出」「支援貸出」「学校図書館支援貸出」「学校図書館サポートセット貸出」「移動図書館」等、市町村や学校図書館の活動を支援するための資料の収集に努めます。
- ・ 県立図書館は、多様な子どもたちの読書機会の確保のために、外国の絵本や点字絵本、布絵本などのバリアフリー図書の収集に努めるほか、設備や施設のユニバーサル化をすすめるとともに、サピエ図書館※や国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス等の利用についての広報や利用促進に努めます。
- ・ 公立図書館においては、子どもの要望を取り入れた資料の整備に努めます。

<p>①県立図書館の取組 「サポートセット貸出」</p>		<p>②県立図書館の取組 「読書バリアフリー推進」</p>	
----------------------------------	---	-----------------------------------	---

② 関係団体や機関との連携による読書環境の充実

- ・ 本県は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指し、地域・家庭・学校が連携・協働する「コミュニティスクールと地域学校協働活動一体的推進」に取り組んでいます。読書のきっかけとなり得る様々な体験活動、学校図書館支援、読み聞かせ等の読書イベントの実施等についても地域社会と協働した活動をとって促進を図ることが重要である。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館、学校図書館、大学、県教育センター等と協力し、市町村立図書館職員、学校図書館を担当する教職員等を対象に、その専門的な知識や技能を高めるため、それぞれの経験や立場に合わせた研修体制の充実を推進します。

- ・ 市町村立図書館においては、職員の専門的な知識や技能を習得するための研修（図書館資料の選択・収集・提供や読書相談、子どもの読書活動に関する指導等）を実施するよう促します。また、専門的職員の適切な配置や養成が図られるよう促します。
- ・ 県立図書館は、市町村立図書館等と連携を図りながら、読書ボランティア養成研修やスキルアップ研修及び情報交換等、子どもの読書活動を支えるボランティア等の学習機会の提供を推進します（オンライン・オンデマンド研修を含む）。
- ・ 子どもの読書活動推進に関して、県内の図書館関係施設だけでなく、全国的な視野に立って情報の収集と提供を推進していきます。

＜例＞ 国立国会図書館（国際子ども図書館）
 全国公共図書館協議会
 北日本図書館連盟
 福島県公共図書館協会
 福島県高等学校司書研修会
 福島県高等学校図書館研究会
 （公社）全国学校図書館協議会
 （公社）読書推進運動協議会

③ 図書館のDX（デジタルトランスフォーメーション）の促進

- ・ 県立図書館は、福島を伝える情報のデジタル化を進め、ホームページで提供できるように努めます。また、「横断検索システム※」の整備を図り、情報提供に関する環境整備に努めます。
- ・ 多様な子どもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセス等を可能とするために、デジタル化を一層推進するよう促します。

<p>①県立図書館の取組 デジタル ライブラリー</p>		<p>②県立図書館の取組 横断検索</p>	
<p>③昭和村 「昭和村電子図書館」の取組 *利用者は村民及び村内の事業所に勤務している方</p>			
<p>④南会津町 「デジタル絵本貸出」の取組</p>			

④ 東日本大震災からの復興に向けた様々な資料の整備・充実

- ・ 東日本大震災や原子力発電所の事故、そして様々な自然災害について後世に伝え、県民の防災意識を高めていくことができるよう、防災や再生可能エネルギー等の資料整備に努めます。

<p>① 県立図書館の取組 「東日本大震災復興ライブラリー」 東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故とそれに伴う県内の被災・復興についての関連資料を、「東日本大震災福島県復興ライブラリー」として平成24年4月28日より開設し利用に供しています。</p>	
<p>② 東日本大震災関連絵本2024 東日本大震災「ウィメンズうちどくネットワーク (WUN) 作成・震災関連絵本リスト」</p>	
<p>③ 福島県文化スポーツ局生涯学習課の取組 福島県東日本大震災・原子力災害伝承者育成講座</p>	

(2) 学校図書館の整備・充実

学校図書館は、子どもの自由な読書活動や学習情報収集の場として、教師による読書指導の場として、子どもの成長を支える以下の重要な役割を担っています。

機 能	内 容
読書センター	児童生徒の読書活動や児童生徒の読書指導の場
学習センター	児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする場
情報センター	児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする場

これらを含め、学校においては、「学校図書館ガイドライン^{*}」を基に、学校図書館の整備充実を図ることが重要です。

本県では、そうした環境の整備・充実、学校司書の配置と資質向上のための研修の充実が課題となります。

① 学校図書館活動推進体制の充実

○ 学校図書館活性化のための人的配置

- ・ 各学校は、司書教諭がその職責を十分果たせるよう、校内でその職務内容について共通理解を図る必要があります。また、12学級以上の学校にあっては、校内組織に司書教諭を位置付けますが、その際は負担過重とならないよう校務分掌上の配慮が必要です。
- ・ 学校図書館の環境整備並びに児童生徒の読書活動及び学習活動への支援等、児童生徒と本を結ぶ役割を期待される学校司書のさらなる配置が求められています。こうした状況を踏まえ、市町村教育委員会に対して「学校図書館整備等5か年計画」を基に、学校司書の配置を促すとともに、県立高等学校における学校司書の配置を計画的に進めていきます。
- ・ 学校図書館での1人1台端末の効果的な活用のために、学校司書への端末担当を推進する。
- ・ 既に市町村立図書館のある市町村に対しては、学校図書館の整備を進めるとともに、学校図書館間の連携に向けた支援等を行う学校図書館支援センター^{*}を設置することが望まれます。

○ 司書教諭及び学校司書等の研修の充実

- ・ 県教育委員会は、県立図書館と協力し、司書教諭及び学校司書等の専門的な知識や技能の向上のための研修会の実施に努めます。また、市町村が主催する研修会を支援します。

伊達市

「伊達市幼・小・中の読書活動推進連絡会」の取組



② 学校図書館の資料の整備・充実

- ・ 各学校は、学校図書館図書標準の達成に向けた学校図書館資料の計画的な整備・充実を進めるとともに、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には公共図書館や他の学校図書館との相互貸借を行うことが求められます。
- ・ 「第6次学校図書館図書整備等5か年計画」に基づいた図書資料の整備・充実が図れるように促します。また、高等学校等においても、学校図書館機能の充実を目指して、計画的な図書資料の整備・充実を促します。
- ・ 県立図書館は、東日本大震災に伴い避難を余儀なくされている自治体の学校に対して、図書資料の貸出を行う支援をします。
- ・ 発達段階や障がいの状態等に応じたバリアフリー図書等（布絵本、さわる絵本、点字図書、大活字本、マルチメディアデージー、録音図書、拡大読書器、リーディングトラッカー、リーディングルーペ、拡大写本、紙芝居、字幕付きビデオ等）の充実を図ることが求められます。
- ・ 年々震災後に生まれた子どもたちの割合が増え、東日本大震災及び原子力発電所事故の風化が今後の課題となっていくと見られます。学校や地域の震災関係資料を収集し、子どもたちが身近に手に取って学べる環境を整備しながら、次世代へのつなげていく取組が必要です。

③ 学校図書館の情報化・機能の充実

- ・ 学校図書館の機能を計画的に利活用し、各学校において多様な読書活動の推進が図られるよう、読書指導や図書館活動への取組を促します。
- ・ 学校図書館蔵書のデータベース化を図り、公立図書館等との連携によりネットワークを構築するなど、利用しやすい環境が整備されるように促します。
- ・ 学校図書館でも「人」台端末を効果的に活用する取組が求められます。今後は、「人」台端末と学校図書館システムとがリンクし、端末での蔵書検索や電子書籍の利用等への活用を促します。

- ・ 高等学校では、web本棚サービス等を活用し、自校の蔵書の閲覧や検索を生徒の端末から行えるようにしている学校があります。また、図書館の広報誌の配布や購入希望図書調査をGoogle Classroomで行うなど、生徒の1人1台端末を活用した事例も見られます。

須賀川桐陽高校ブックログ（ウェブ本棚サービス）の取組
ウェブ上に図書館の本棚を設置し、蔵書や新入荷書籍などの情報を
随時閲覧できるようにしている。



④ 効果的な学校図書館の運営と特色ある環境づくり

- 図書委員会、子ども司書等の児童生徒の活動を活用した学校図書館運営
 - ・ 読書啓発のポスターやクイズの作成、お薦め本の紹介、読み聞かせ会などの実施や新刊本の受入活動や図書の修理、貸出返却業務や環境づくりなど子どもたちによる自主的な図書館運営の実践を進めていくことが求められます。

福島県の特徴ある取組

- 学校図書館における多様な読書ボランティアの活用
 - ・ 定期的な読み聞かせや本の修理、書架の整理、掲示や展示の環境づくり等、保護者と連携した多様な読書ボランティアの活用が推進されることが望まれます。
 - ・ 高校生においては、キャリア教育の視点から「高校生読書ボランティア」の育成と併せて「高校生による子どもたちへの読み聞かせ」が行われているところもあり、多様な読書ボランティアの広がりにつながっています。

白河市立白河第二小学校の取組
読み聞かせボランティアによる「スペシャル読み聞かせ」



- 心の居場所としての機能の充実
 - ・ 学校図書館が、教室内の固定された人間関係から離れ、児童生徒が一人で過したり、年齢の異なる様々な人々とのかわりを持ちたりすることができる校内の心の居場所になるため、いつでも開いている図書館、人がいて本や読書を介在して話や相談ができるような図書館の実現を推進します。

不登校支援の場としての学校図書館（例）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
 （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

2. 不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する事項
 (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 (ウ) 登校時における支援
 不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。



令和5年度「読書に関する調査」の結果（福島県教育委員会）
 【資料編】子どもたちの読書活動を更に推進していくためにより

(3) 連携・協力体制の構築

子どもの読書活動の推進を図るため、県や市町村がそれぞれの役割を果たすとともに、子どもの読書活動に関わる関係機関、各種団体等が情報を共有し、互いに連携協力していく体制を強化していくことが必要です。

そのため、図書資料や情報の共有化、人材の活用、事業の共同実施等、図書館関係者にとどまらず、子どもの読書活動に関わる全ての方々のネットワークの構築に努め、子どもが読書に親しむ機会を提供できる体制づくりの強化が期待されます。

子どもの読書活動の推進に向け、関係機関、各種団体の相互理解の促進を図るための交流や情報交換の場をどのように設定していくかが今後の課題となります。

棚倉町地域おこし協力隊と町内小学校との連携
 図書館活動推進員として小学校に出向き、図書室での貸し出しや整理の他、国語の授業中に図書館の活用を児童へ促す活動等を行っている。



① 県教育委員会による推進体制の整備

- ・ 学識経験者や社会教育関係者、学校関係者、県教育庁、知事部局の担当者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」を開催し、第五次「福島県子ども読書活動推進計画」の進行管理や子どもの読書活動推進のための取組について協議し、施策の効果的な推進が図られるよう努めます。
- ・ 「福島県子ども読書活動推進会議」で協議された内容や子どもの読書活動推進のための取組状況をホームページ等で公表し、関係機関と連携や協力を推進するよう努めます。

② 市町村との連携強化

- ・ 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」に示された具体的な取組を市町村に周知し、本計画に基づく推進施策に取り組むよう促します。
- ・ 各市町村で長期的に子どもの読書活動の推進に関する取組が実施されるためには、子ども読書活動推進計画の策定や教育委員会、学校、図書館、民間団体の関係者からなる子どもの読書活動推進のための体制づくりが必要です。本計画の普及や啓発とともに、市町村の子ども読書活動推進計画改定の働きかけや見直し、これに伴う体制づくりを支援します。
- ・ 読書活動支援者養成の研修会や子ども司書養成講座、ブックスタートなど読書活動推進に向けた取組を支援します。

③ 関係機関や各種団体等の連携及び協力の促進

- ・ 子どもの読書活動の推進に向けた研修会を開催する際、県内の読書ボランティアの情報交換や交流の場を積極的に設け、相互理解とネットワークの促進を図ります。
- ・ 市町村や読書ボランティア、NPO、PTA等の社会教育関係団体、青少年育成団体、家庭教育支援関係者、企業、書店組合等と連携や協力し、親子で本と親しむ各種事業や子どもの読書活動推進に向けた広報や啓発に取り組み、協働による読書活動の推進に努めます。
- ・ 県内の大学と県立図書館、市町村立図書館、学校図書館、読書ボランティア等の連携・協力関係をさらに推進します。

公立図書館と書店との連携（白河市立図書館の取組）

「市民のための図書館」を目的とした、地元書店との双方向的な関係づくり



基本方針3 子どもの読書活動についての理解の促進のために

(1) 推進のための普及や啓発

子どもの読書活動を推進するためには、子ども読書の取組や情報を広く県民に周知し、理解と関心を高めることが必要です。

また、日頃の普及や啓発の取組に加え、広く子どもの読書活動についての理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められた「子ども読書の日」等の機会において、県内各地で趣旨にふさわしい取組を実施し、子どもの読書活動に関する関心を高めることが求められます。

- ・ 「子ども読書の日（4月23日）」、「こどもの読書週間（4月23日～5月12日）」、「文字・活字文化の日※（10月27日）」、「読書週間（10月27日～11月9日）」の機会をとらえ、各種広報媒体により子どもの読書活動に関する取組の普及・啓発に努めます。
- ・ 「ふくしま教育の日※（11月1日）」や「ふくしま教育週間※（11月1日～7日）」において県内の図書館や学校、公民館等が実施する子どもの読書活動に関する取組等をホームページで周知します。
- ・ 県立図書館は、「子ども読書の日」等における取組として、おはなし会の実施や児童書の展示等を行い、その取組をホームページで周知します。
- ・ 子どもの読書活動への理解を深めるために、市町村の広報誌や家庭教育支援に関する講座等を通して、読書の意義について考える機会を提供していくよう促します。
- ・ 子どもの読書活動への関心を高めるために、市町村立図書館等におけるおはなし会や児童書の展示等の実施を促します。
- ・ 学校や図書館、関係機関と広く連携を図り、子どもの読書活動推進に関する取組を紹介する等、普及や啓発を促進します。

(2) 子どもの読書活動に関する情報の収集や提供

公立図書館をはじめ関係機関では、子どもの読書活動に関する情報の収集と提供に努めています。

県、市町村、学校、図書館、民間団体等、それぞれの子どもの読書活動推進のための取組を周知し、多くの県民が活用できるようにするため、各種情報の収集、提供機能の一層の充実が期待されます。

- ・ 親子で読書を楽しむための絵本や、読み聞かせのための絵本ガイドブック、おはなし会用資料等を収集し、乳幼児期の読書に役立つ資料と情報の提供を促進します。
- ・ 児童資料や児童サービスについての広報誌を発行する等、情報提供を促進します。
- ・ 学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等による子どもの読書活動の取組に関する情報を収集し、ホームページ等の活用により、広く県民への情報の提供に努めます。

ふくしまマナビ i (アイ)

福島県生涯学習情報サイト (講座・イベント情報)



(3) 優れた取組の奨励と優良図書等の普及

子どもの読書活動の推進のためには、学校、公立図書館、民間団体、読書ボランティア等のそれぞれの特色をいかした取組が重要です。それらを奨励し、広く紹介することが必要となってきます。関係機関はもちろん、各家庭にもこれらの優良な取組や図書を周知することにより、さらに広がることが期待されます。

今後どのような方法で周知していけばよいかについて検討が必要です。

- ・ 福島県青少年健全育成審議会が推薦する優良図書や各種団体等の推薦図書紹介を通して、子どもの読書活動に関する広報や啓発を図ります。
- ・ 国における「子供の読書活動優秀実践校・園、図書館、団体（個人）」に対する文部科学大臣表彰※制度を活用し、優秀実践校・園、図書館、団体（個人）を推薦し、優れた取組を奨励します。
- ・ ホームページや「ふくしま教育ニュース※」等を活用して、学校・園や公立図書館、団体等の特色ある活動や優れた実践事例の紹介や奨励に努めます。

令和6年度「子供の読書活動優秀実践校・園」文部科学大臣表彰受賞

飯館村立までの里のこども園

飯館村立までの里こども園では令和3年度から重点目標に「読書活動の充実」を掲げ、教育計画に基づき読書担当を中心として読書活動の推進に全職員で取り組んでいます。

主な活動は、地域ボランティアによるおはなし会（令和3年度～）、移動図書館の活用、図書館司書による読み聞かせ（令和3年度～）毎日の絵本タイムの実施（平成30年度～）です。このようにまでの里のこども園では多様な形態で読書活動を進めています。

また、保護者を対象に絵本の読み聞かせのロールプレイ（令和3年度）、絵本専門士による読み聞かせの重要性の講演会、絵本の読み聞かせ講座（令和4年度）などを行い、親子読書の啓発にも取り組んできました。

さらに、園児の自然体験・社会体験活動で絵本や図鑑を活用することができるよう環境などを整え、主体的な学習への素地づくりをしたり、祝日などの記念日に合わせた特設コーナーを園の玄関に設置し、保護者が絵本に目を触れる機会が増えるようにしたりしました。また、園のホームページに保護者の読み聞かせの感想やおすすめ絵本などを掲載し、保護者同士が情報交換できるように工夫しました。

このような日々の取り組みにより子どもや保護者の絵本への関心が高まり、園での絵本の貸し出しが増加しています。



「作家とのふれあい活動」

柳田邦男先生といせひでこ先生によるワークショップ



「絵本タイム」



「親子読書の啓発活動」



「絵本の貸し出し活動」

第3章

計画の推進・進行管理

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、学校、家庭、地域が一体となった取組を積極的に実践し、子どもの読書活動の振興をより一層図っていくことが重要と考えます。

県は、県民のニーズや子どもの読書活動の振興施策の展開状況を把握しながら計画を推進するとともに、第7次福島県総合教育計画や他の関連する計画との整合性を図りながら、子ども読書活動推進計画に掲げた基本方針の具体的な事業施策を推進していきます。

2 計画の進行管理

本計画が円滑に実施され、目標値を達成できるように、学識経験者や社会教育関係者、学校関係者等から組織される「福島県子ども読書活動推進会議」により、単年度ごとに本計画の施策や事業評価を行い、適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く環境の変化に対応するため、県民のニーズや計画の進捗状況等の実態把握に努め、見直しを図ります。

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」数値目標

指 標	現状値	目標値
	令和6年度	令和11年度
＜基本方針1 子どもが読書に親しむ機会の充実のために＞		
学校における読書活動の取組状況【1-(3)学校】 全校一斉の読書活動に取り組んでいる学校の割合 令和5年度：小学校 95.6% 中学校 89.4% 高等学校 31.7% 【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】	幼・保・こども園	
	—	100%
	小学校	
	92.9%	100%
	中学校	
	88.7%	100%
高等学校		
31.3%	100%	

<p>家庭での読書の状況【1-(4) 家庭】</p> <p>本を1か月に1冊以上読んだ児童生徒の割合</p> <p>令和5年度：小学校 98.3% 中学校 87.0% 高等学校 57.3%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	98.4%	100%
	中学校	
	87.7%	100%
	高等学校	
55.6%	100%	
<p>市町村における計画の策定状況【1-(5) 地域】</p> <p>市町村における子ども読書活動推進計画の改定率</p> <p>令和4年度：二次 62.7% 三次 33.9% 四次 8.5%</p> <p>【「社会教育課調査」：社会教育課】</p>	二次以降改定率	
	二次 67.8%	100%
	三次 42.3%	
	四次 10.0%	
<基本方針2 子どもの読書環境の整備と充実のために>		
<p>公立図書館の取組【2-(1) 図書館】</p> <p>県立図書館及び市町村立図書館による児童図書の貸出冊数</p> <p>【「福島県立図書館要覧」：県立図書館】</p> <p>【「福島県公共図書館等実態調査」：県立図書館】</p>	県立図書館	
	79,371	増加
	市町村立図書館	
	1,251,861	増加
<p>学校図書館の取組【2-(2) 学校図書館】</p> <p>学校司書等を週2回以上配置している学校の割合</p> <p>令和5年度：小学校 66.4% 中学校 56.0% 高等学校 100%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	65.9%	100%
	中学校	
	61.1%	100%
	高等学校	
100%	100%	
<p>学校図書館の取組【2-(3) 学校図書館】</p> <p>読書ボランティアが参画している学校図書館の割合</p> <p>令和5年度：小学校 71.1% 中学校 17.6%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課】</p>	小学校	
	72.2%	100%
	中学校	
	12.8%	100%
<p>公立図書館と学校の連携状況【2-(3) 連携体制】</p> <p>公立図書館と連携している学校の割合</p> <p>令和5年度：小学校 86.7% 中学校 47.8% 高等学校 82.9%</p> <p>【「読書に関する調査」：義務教育課・高校教育課】</p>	小学校	
	85.2%	100%
	中学校	
	47.3%	100%
	高等学校	
80.0%	100%	

用語解説

● あ行	
横断検索システム ＜P. 33＞	複数のデータベースを対象として、同一の検索を同時に実行するシステム。令和7年2月現在、県立図書館が県内31市町村立図書館等と蔵書のデータベースを同時に検索できるシステムを構築し公開している。
● か行	
拡大読書器 ＜P. 19＞	書籍や書類の表面をビデオカメラなどで読み取り、拡大して画面に映し出す機械。弱視者の学習や作業に利用される。
学校司書 ＜P. 2＞	学校図書館において司書にあたる業務を行う職員。改正法第6条により「学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならない」と規定された。
学校図書館ガイドライン ＜P. 35＞	学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したもの。
学校図書館支援センター ＜P. 35＞	学校図書館の機能強化や充実を図ることを目的に指定地域内の教育センター等に支援スタッフを置き、学校図書館間の連携に向けた支援、各学校の学校図書館の運営に対する支援、学校図書館の地域開放の支援、図書を選定や収集、資料の組織化等の支援を行う。
学校図書館図書標準 ＜P. 2＞	公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、平成5年3月に文部省（当時）が定めたもの。
子ども司書 ＜P. 24＞	各市町村において実施される養成講座を修了した児童生徒が「子ども司書」となり、学校や図書館等で読書推進の活動をする。多岐にわたる活動はキャリア教育にもつながるものとなっている。
子ども読書の日 ＜P. 2＞	国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年）によって制定されたもの。毎年4月23日が指定日となっている。

<p>子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画</p> <p>< P. 2 ></p>	<p>「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国の読書推進施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにしたもの。平成14年8月「第一次基本計画」、平成20年3月「第二次基本計画」、平成25年5月「第三次基本計画」、平成30年4月「第四次基本計画」策定。</p>
<p>子どもの読書活動の推進に関する法律</p> <p>< P. 2 ></p>	<p>平成13年12月12日に公布され、子どもの読書活動推進に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務、必要事項などを定めた法律。</p>
<p>こどもの読書週間</p> <p>< P. 11 ></p>	<p>「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、昭和34年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。毎年4月23日～5月12日が対象期間になる。</p>
<p>子どもゆめ基金</p> <p>< P. 31 ></p>	<p>独立行政法人国立青少年教育振興機構が運営し、青少年教育に関する民間団体が実施する読書活動や体験活動に対して支援する基金制度。</p>
<p>● さ行</p>	
<p>サピエ図書館</p> <p>< P. 32 ></p>	<p>全国視覚障害者情報提供施設協会が運営している、視覚障がいのある人や活字による読書が困難な人に点字図書や録音図書のデータを提供するネットワークシステム。</p>
<p>さわる絵本</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>手で触って分かり、楽しめるように制作した絵本のことで、原作は子どもたちに人気のある絵本が選ばれている。</p>
<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律</p> <p>< P. 2 ></p>	<p>視覚障害や発達障害、上肢の障害などがある人の読書環境を整えることを目的とする法律である。通称は読書バリアフリー法。2019年6月28日公布・施行。</p>
<p>識字障害（ディスレクシア）</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>学習障害の一つとされ、文字を文字として認識できなかったり、「文字と意味」「文字と音」を結び付けられなかったりするため、文字からの情報を得るのにかなりの困難がある。</p>
<p>司書教諭</p> <p>< P. 9 ></p>	<p>小・中学校及び高等学校等において、図書、視聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集、整理及び保存し、これを児童生徒や教員の利用に供するために設けられた学校図書館の専門的職務に従事する者。学校図書館法により、12学級以上の学校に必ず置かなければならないと規定されている。</p>

<p>児童サービス</p> <p>< P. 7 ></p>	<p>公共図書館が提供するサービスのこと。特に幼児から中学1年生程度を対象とする。幼児期や児童期の体験が生涯の読書習慣の形成や図書館利用に大きな影響を及ぼすため、読書は楽しいもの、図書館は楽しいところといったことが体験的に理解されるようなサービスが必要とされる。</p>
<p>調べ学習</p> <p>< P. 22 ></p>	<p>教科等の学習において、児童生徒が課題について、図書資料を活用したり、聞き取り調査をしたりして結果や考えをまとめる学習形態のこと。</p>
<p>資料宅配サービス</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>図書館へ来館が困難な利用者個人の手元に資料を届けるサービス。</p>
<p>● た行</p>	
<p>大活字本</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>視力の弱い方や、高齢で文字が読みづらくなった方にも読みやすいように、文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組みなおした本。</p>
<p>対面朗読</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>視覚に障がいがある方等に、希望する資料を図書室で朗読者（音訳者）が朗読（音訳）すること。</p>
<p>点字図書</p> <p>< P. 26 ></p>	<p>視覚に障がいがある利用者が、指先などによって触読できるよう、点字により表現された図書資料。</p>
<p>読書コンシェルジュ</p> <p>< P. 24 ></p>	<p>育成研修等を修了した高校生等が「読書コンシェルジュ」となり、学校や図書館等の読書推進の活動をする。</p>
<p>どくしょスタート</p> <p>< P. 18 ></p>	<p>市町村によるブックスタート後の一人読みにつなげる取組。小学校1年生に図書館を紹介し、本と図書館バッグなどを贈呈する。</p>
<p>図書館資料物流ネットワーク</p> <p>< P. 29 ></p>	<p>県立図書館から遠方にある利用者が、最寄りの市町村立図書館等で県立図書館の図書資料を受け取り、返却できるようにするための図書館資料物流体制。</p>
<p>● な行</p>	
<p>布絵本</p> <p>< P. 26 ></p>	<p>絵本と遊具の性質を兼ね備えた手作り図書。厚地のアップリケを施し、マジックテープやボタンで着脱が可能で、ひもで結んだり、ジッパーを操作して楽しんだりできるようになっている。</p>
<p>● は行</p>	
<p>パネルシアター</p> <p>< P. 26 ></p>	<p>パネル布を貼った舞台に絵（または文字）を貼ったり外したりして展開するおはなし、歌あそび、ゲームをはじめとする教育法、表現法。</p>

<p>バリアフリー図書</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>障害のある人たちも豊かな読書体験ができるよう、また、すべての人たちが障害について理解を深めるよう、特別な配慮を必要とする人たちのために制作された図書。</p>
<p>ふくしま教育の日 ふくしま教育週間</p> <p>< P. 40 ></p>	<p>平成15年3月24日に公布・施行されたふくしま教育の日条例により、県民の教育に対する理解を深め、本県の学校教育、社会教育及び文化を充実させ、並びに発展させることを期する日として、11月1日がふくしま教育の日、その取組を行う期間として、11月1日～7日までをふくしま教育週間と定めている。</p>
<p>ふくしま教育ニュース</p> <p>< P. 41 ></p>	<p>福島県教育委員会が年2回発行する広報誌。</p>
<p>福島県地域学校協働本部</p> <p>< P. 31 ></p>	<p>学校・家庭・地域における体験活動やボランティア活動の充実を図るとともに、学校と地域が連携した全ての教育活動を一層買効果的・効率的に展開するため学校教育活動を支援する体制。</p>
<p>ブックスタート事業</p> <p>< P. 6 ></p>	<p>市町村の保健センター等で行われる乳幼児健診の機会に、赤ちゃんと絵本を一緒に開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えるとともに、親子へ絵本の配布等をする取組。</p>
<p>放課後子ども教室</p> <p>< P. 31 ></p>	<p>放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して、安心・安全な子どもの居場所を設け、スポーツ・文化活動、地域住民等との交流活動、学習等の取組を実施するもの。</p>
<p>● ま行</p>	
<p>マルチメディアデイジー</p> <p>< P. 19 ></p>	<p>視覚障がいや学習障がいなどで読むことが困難な方のための、パソコン等により、文字・音声・画像を同時に再生できる図書。「デイジー(DAISY)」はDigital Accessible Information System(誰もが使いやすい情報システム)の略)</p>
<p>メディアコントロール</p> <p>< P. 27 ></p>	<p>日常生活の時間の使い方を親子で見直したり話し合ったりする中で、テレビやゲーム等のメディアを上手にコントロールする力を身に付け、生活リズムの改善を図るもの。</p>
<p>文字・活字文化の日</p> <p>< P. 40 ></p>	<p>読書週間の初日にあたる10月27日。国民の間に広く文字・活字文化について関心と理解を深めることが目的とされ、「文字・活字文化振興法」(平成17年7月29日法律第91条)第11条により制定された。</p>
<p>「子供の読書活動優秀実践校・園、図書館、団体(個人)」に対する文部科学大臣表彰</p> <p>< P. 41 ></p>	<p>子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について、優れた実践を行っている学校、図書館及び民間団体並び個人に対して、平成14年度から毎年、文部科学大臣が表彰。県からは毎年、学校・園4校、図書館1館、団体又は個人1団体(人)を上限として推薦している。</p>

● や行	
ヤングアダルト ＜P. 32＞	主に10代の児童と成人の間に位置する世代のこと。
● ら行	
リーディングトラッカー ＜P. 19＞	視覚障害（視野狭窄等）の方の読書をサポートするツールであるが、集中して文章を読みたい時などに、両隣の行の文字を隠すことで楽に読み進めることができる読書補助具。
リーディングルーペ ＜P. 19＞	読書用の拡大鏡（ルーペ）。
レファレンスサービス ＜P. 30＞	図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務である。
録音図書 ＜P. 19＞	文字で書かれた図書を音声化した図書。

<参考文献・資料>

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
（平成29年3月 内閣府・文部科学省・厚生労働省）
- 保育所保育指針 （平成29年3月 厚生労働省）
- 幼稚園教育要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 小学校学習指導要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 中学校学習指導要領 （平成29年3月 文部科学省）
- 高等学校学習指導要領 （平成30年3月 文部科学省）
- 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領
（平成29年4月 文部科学省）
- 特別支援学校高等部学習指導要領 （平成31年2月 文部科学省）
- 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画 （令和5年3月 文部科学省）
- 各都道府県の子ども読書活動推進計画
- 令和6年度「読書に関する調査」 （令和7年3月 福島県教育委員会）
- 福島県立図書館要覧 （令和7年）

令和 6 年度「読書に関する調査」の結果

令和 7 年 3 月
福島県教育委員会

【調査結果概要】

- 令和 6 年 1 1 月（高校生のみ 1 2 月）の 1 か月における本県児童生徒の平均読書冊数は以下のとおりである。
 - 《小学生》 11.6冊（前年度 11.7冊）
 - 《中学生》 2.7冊（ 〃 2.8冊）
 - 《高校生》 1.5冊（ 〃 1.5冊）
- 1 か月の読書冊数が「0冊」と回答した児童生徒の割合は以下のとおりである。
 - 《小学生》 1.6%（前年度 1.7%）
 - 《中学生》 12.3%（ 〃 13.0%）
 - 《高校生》 44.4%（ 〃 42.7%）
- 調査結果の推移は以下のとおりである。
 - 《小学生》 平均読書冊数は、平成 28 年度以降 **11冊以上をキープ**
 - 《中学生》 平均読書冊数は、平成 21 年度以降 **2.5冊以上をキープ**
 - 《高校生》 平均読書冊数は、平成 28 年度以降 **1.5冊以上をキープ**
- 中学生、高校生になると読書量が減り、不読者が増加する傾向が続いている。小・中・高それぞれの**発達段階や児童生徒を取り巻く学習・生活環境の変化に即した具体的な読書指導**を展開していくことで、読書に親しむ児童生徒の育成を図っていく必要がある。

1 調査の概要

(1) 調査の趣旨

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く考えるなど、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。

県教育委員会においては、これまでの施策の成果と課題を踏まえ、令和 2 年 2 月に第四次「福島県子ども読書活動推進計画」を策定し、施策を評価するとともに今後の施策へ生かすため、本県児童生徒の読書に関する調査を実施している。

- ・第 1 回調査 : 平成 16 年 10 月実施
- ・第 2 回調査 : 平成 18 年 4 月実施
- ・第 3 回調査 : 平成 19 年 11 月実施（※ 以後、毎年 1 1 月に実施）
- ・第 20 回調査 : 令和 6 年 1 1 月実施

※ 高等学校においては、1 2 月に同様の調査を実施している。（平成 21 年度から実施）

(2) 調査項目

- 各学年における児童生徒の 1 か月の読書冊数（学校及び家庭等での読書冊数の合計）
- 読書しなかった理由に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 読書したきっかけに関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 本を手に入れた方法に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- 本の媒体に関するもの（最も当てはまるものを 1 つ選択）
- その他（第四次「福島県子ども読書活動推進計画」に係る各学校における取組状況について）

(3) 調査対象校及び調査人数について

- 調査対象校：県内公立小・中学校（義務教育学校を含む。）※ 休校を除く。
全ての県立高等学校
- 調査人数：各学年 1 学級を選定する。（全ての児童生徒に調査することも可）

小学校	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
調査人数	9,179	9,465	9,955	9,909	10,162	9,749	58,419

(単位はいずれも人)

中学校	1 年生	2 年生	3 年生	合計	高等学校	1 年生	2 年生	合計
調査人数	7,471	7,439	7,492	22,402	調査人数	2,465	2,282	4,747

小学校：378校（義務教育学校前期課程を含む。）

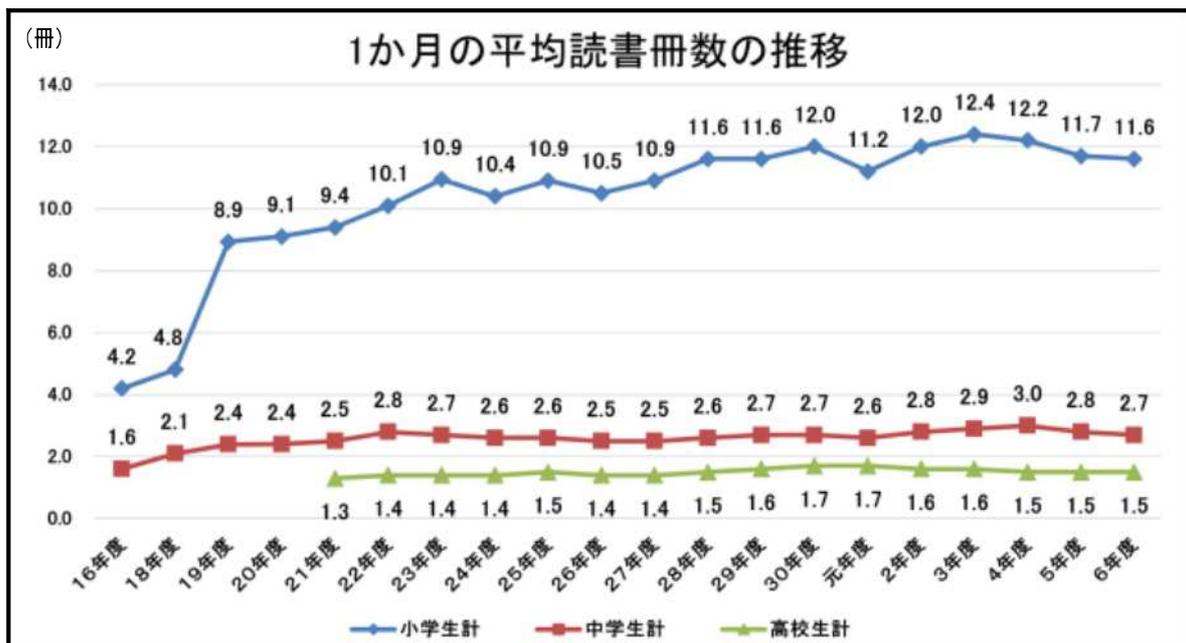
中学校：203校（義務教育学校後期課程を含む。）

高等学校：80校

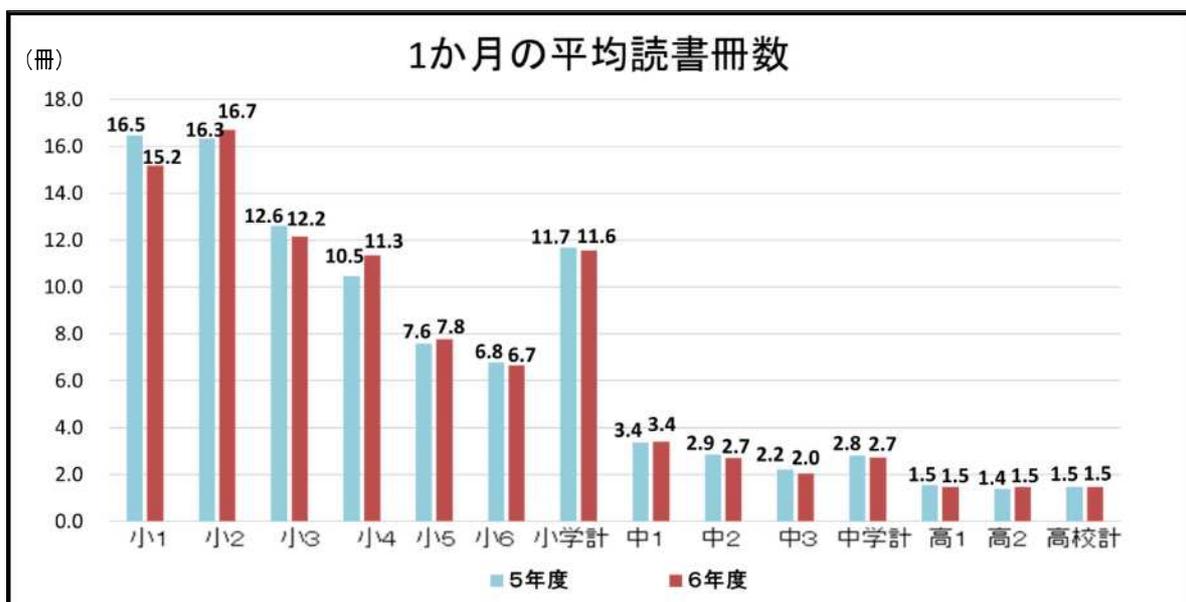
2 1か月の平均読書冊数について（【グラフ1】及び【グラフ2】参照）

- 令和6年11月調査（高校生は12月調査）における1か月の平均読書冊数は、小学生全体で11.6冊（前年度11.7冊）、中学生全体で2.7冊（前年度2.8冊）、高校生全体で1.5冊（前年度1.5冊）であった。前年度調査と比較すると、小学生が0.1冊、中学生も0.1冊減少している。高校生は横ばいである。
- 1か月の平均読書冊数は、小学校2年生の16.7冊が最高であり、そこから小・中・高と学年が上がるにしたがって減少している。
- 小学生全体では「8冊以上」と回答した児童の割合が49.3%（前年度50.5%）と約半である。中学校全体では「1冊」～「3冊」と回答した生徒の割合が高く、全体の67.0%（前年度65.4%）を占めている。高校生全体では「0冊」と回答した生徒の割合が44.4%（前年度42.7%）と最も高い。

【グラフ1】



【グラフ2】



3 「0冊」と回答した児童生徒について（【グラフ3】及び【グラフ4】参照）

- 「0冊」と回答した児童生徒の割合は、小学生が1.6%（前年度1.7%）、中学生が12.3%（前年度13.0%）、高校生が44.4%（前年度42.7%）であり、前年度の調査と比較すると、小学生は0.1ポイント減少、中学生は0.7ポイント減少、高校生は1.7ポイント減少している。
- 「0冊」と回答した児童生徒の学年別の割合は、小学校1年生が0.4%（前年度0.5%）と最も低く、高校2年生が46.9%（前年度44.2%）と最も高い。小・中・高と学年が上がるにつれて「0冊」と回答する割合が高くなる傾向は例年同様である。
- 「0冊」と回答した児童生徒の「読まない理由」の上位項目は以下のとおりである。

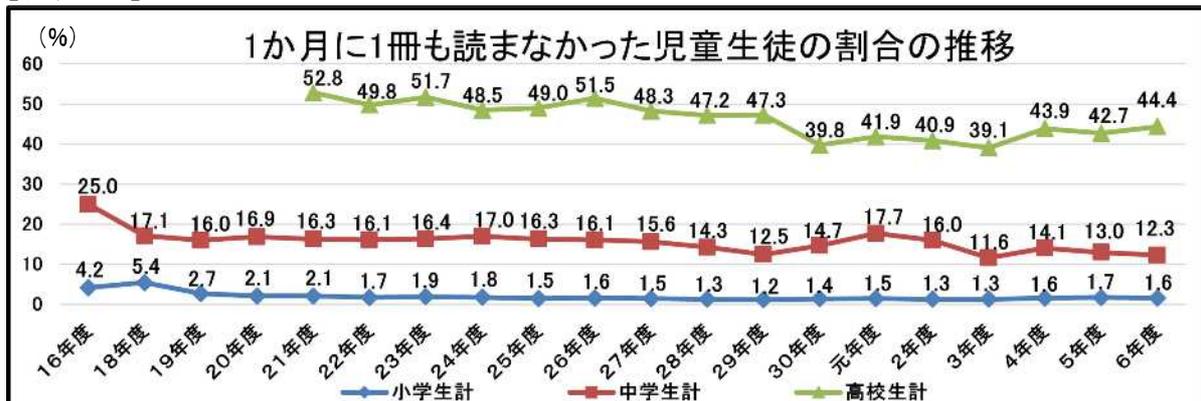
	「読まない理由」①	「読まない理由」②
小学生	テレビ・ゲームなどのほうが楽しい	遊ぶほうが楽しい
中学生	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい	雑誌やマンガのほうが好き
高校生	スマートフォン・携帯などのほうが楽しい	部活動等で時間がない

- ・ 「スマートフォン・携帯などのほうが楽しい」の回答は、平成29年度に項目に加えて以来、初めて中学生で最も高い割合となり、中学生、高校生それぞれで最も高い割合となった。
- ・ 関連して、『令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書』（令和6年3月）こども家庭庁によると、インターネットを利用すると回答した青少年の、平日1日あたりの趣味・娯楽を目的としたインターネットの利用時間は、小学生が145.6分、中学生が168.2分、高校生が211.5分となっている。このことも読書量に影響している可能性が高い。

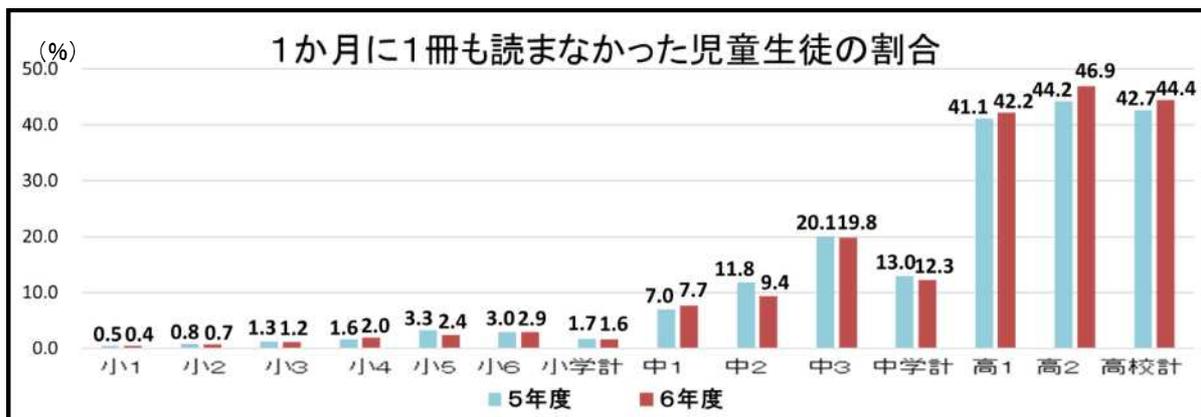
《その他》

- ・ 例年と同じ傾向として、「本が嫌い」と回答する小・中学生、「読まなくても困らない」と回答する高校生がそれぞれ1割程度存在する。

【グラフ3】



【グラフ4】



【参考】 第69回学校読書調査（全国学校図書館協議会実施）の結果

○ 令和6年5月1か月間の平均読書冊数

《小学生》13.8冊 《中学生》4.1冊 《高校生》1.7冊

○ 令和6年5月1か月間の読書冊数「0」と回答した割合

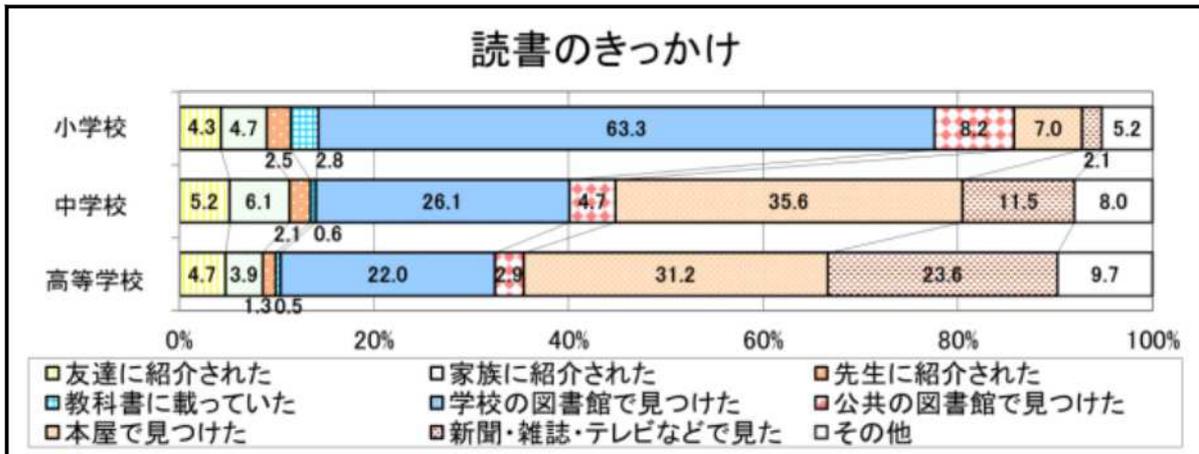
《小学生》8.5% 《中学生》23.4% 《高校生》48.3%

4 「読書のきっかけ」について（【グラフ5】参照）

- 小学校では、「学校の図書館で見つけた」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では63.3%（前年度62.8%）を占める。
- 中学校では、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、中学生全体では35.6%（前年度38.3%）を占める。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「本屋で見つけた」と回答した生徒の割合が最も高く、高校生全体では31.2%（前年度34.5%）を占める。

小学校においては特に、学校図書館が児童の読書活動にもたらす影響が大きいといえる。また、学年が上がるにつれ、「その他」と回答する割合が高くなっている。スマートフォンやタブレット等の普及により、インターネット上から得た情報がきっかけとなっていることも考えられる。

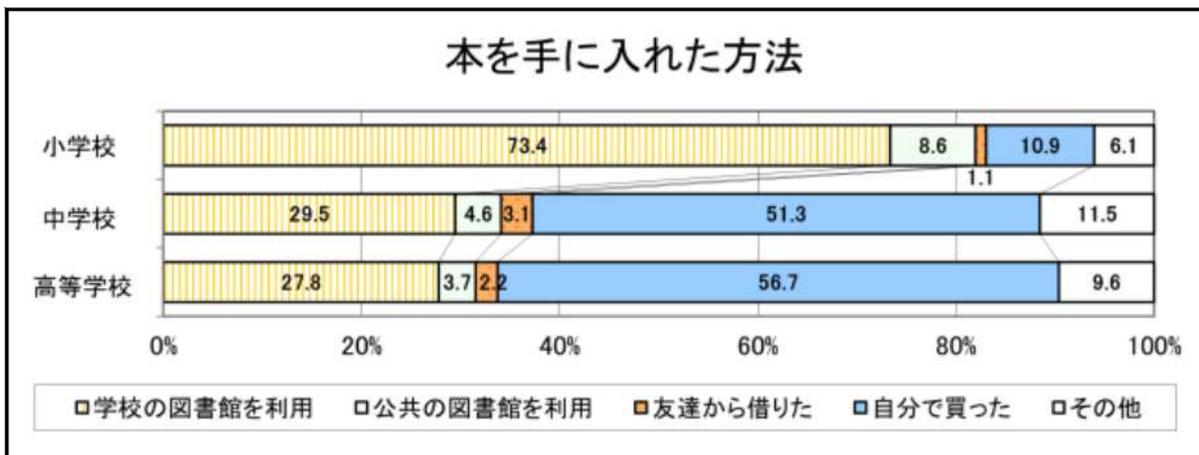
【グラフ5】



5 「本を手に入れた方法」について（【グラフ6】参照）

- 小学校では、「学校の図書館を利用」と回答した児童の割合が全ての学年において最も高く、小学生全体では73.4%（前年度72.3%）を占める。続いて「自分で買った」と回答した児童の割合が10.9%（前年度12.2%）となっている。
- 中学校では、「自分で買った」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、中学生全体では51.3%（前年度54.8%）を占める。続いて「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が29.5%（前年度26.2%）となっている。
- 高等学校においても中学校と同様の傾向が見られ、「自分で買った」と回答した生徒の割合が全ての学年において最も高く、高校生全体では56.7%（前年度60.4%）で、「学校の図書館を利用」と回答した生徒の割合が27.8%（前年度22.6%）となっている。
- 小・中学校においては、「学校の図書館を利用」と回答した児童生徒の割合が年々高くなっている。

【グラフ6】

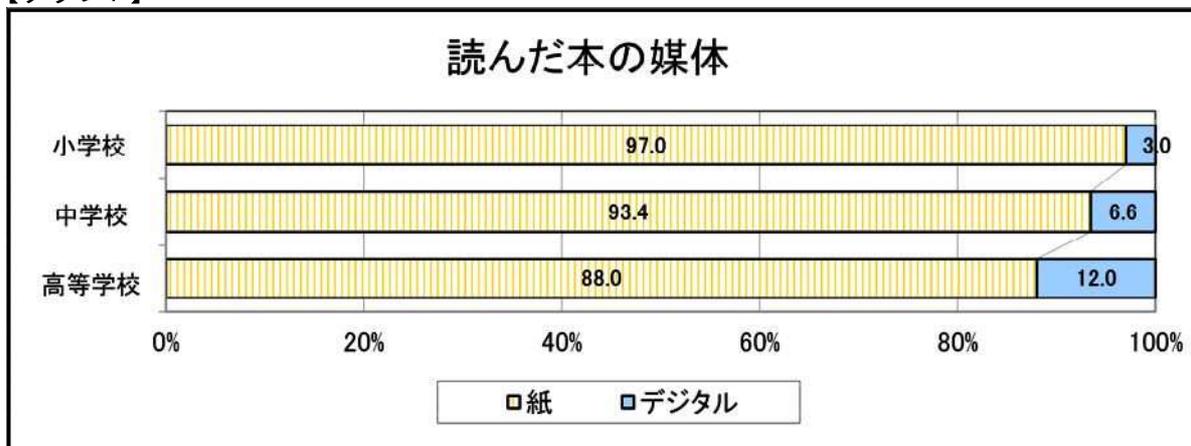


6 「読んだ本の媒体」について（【グラフ7】参照）

- 「デジタルの本のほうが多い」と回答した児童生徒の割合は、小学校全体では3.0%（前年度3.0%）、中学校全体では6.6%（前年度7.7%）、高等学校全体では12.0%（前年度12.5%）であり、昨年度に比べて、小学校は横ばい、中学校・高等学校では「デジタルの本のほうが多い」と回答した割合が減少している。
- 「デジタルの本のほうが多い」と回答した児童生徒の学年別の割合は、小学校1年生が1.3%（前年度1.8%）と最も低く、高等学校1年生が12.6%（前年度12.6%）と最も高い。小・中・高と学年が上がるにつれて「デジタルの本のほうが多い」と回答する割合が高くなる傾向が見られる。

スマートフォンや1人1台端末の普及により、電子書籍に触れる機会が少しずつ増えていると考えられるが、現時点で顕著な変化は感じられない。児童生徒を取り巻く情報環境の変化を踏まえ、今後も調査を継続していく。

【グラフ7】



7 第四次「福島県子ども読書活動推進計画」 各学校における読書活動等への取組状況

【小学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100.0	100.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ児童の割合	98.4	98.3	98.4	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	84.7	85.4	85.4	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	68.1	71.1	72.2	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	87.8	86.7	85.2	100
【中学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	98.1	99.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	85.9	87.0	87.7	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	83.3	84.5	84.7	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	12.0	17.9	12.8	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	48.3	47.8	47.3	100
【高等学校】	調査項目	実績値(%)			目標値
		4年度	5年度	6年度	6年度
	①多様な読書活動推進の取組を実施している学校の割合	100.0	100.0	100.0	100
	②本を1か月に1冊以上読んだ生徒の割合	56.1	57.3	55.6	100
	③学校司書等を配置している学校の割合	97.4	93.9	97.5	100
	④読書ボランティアが参画している学校図書館の割合	2.4	3.7	3.8	100
	⑤公立図書館との連携を実施している学校の割合	72.0	82.9	80.0	100

※数値は、「読書に関する調査」福島県教育委員会による。

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年法律第154号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

学校図書館法

昭和 28 年法律第 185 号

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校図書館」とは、小学校（特別支援学校の小学部を含む。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（以下「学校」という。）において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによつて、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。

(設置義務)

第三条 学校には、学校図書館を設けなければならない。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

- 一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
- 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
- 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。

2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

(司書教諭)

第五条 学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない。

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）をもつて充てる。この場合において、当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。

3 前項に規定する司書教諭の講習は、大学その他の教育機関が文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

4 前項に規定するものを除くほか、司書教諭の講習に関し、履修すべき科目及び単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

(設置者の任務)

第六条 学校の設置者は、この法律の目的が十分に達成されるようその設置する学校の学校図書館を整備し、及び充実を図ることに努めなければならない。

(国の任務)

第七条 国は、学校図書館を整備し、及びその充実を図るため、左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 学校図書館の整備及び充実並びに司書教諭の養成に関する総合的計画を樹立すること。
- 二 学校図書館の設定及び運営に関し、専門的、技術的な指導及び勧告を与えること。
- 三 前各号に掲げるものの外、学校図書館の整備及び充実のため必要と認められる措置を講ずること。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この法律は、昭和29年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校には、平成15年3月31日までの間（政令で定める規模以下の学校にあつては、当分の間）、第5条第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

平成26年6月27日法律第93号

学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館法（昭和二十八年法律第百八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「国は」の下に「、第六条第二項に規定するもののほか」を加え、「左の」を「次の」に改め、同条第三条中「前各号」を「前二号」に、「外」を「ほか」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（学校司書）

第六条 学校には、前条第一項の司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、学校司書の資質の向上を図るため、研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 国は、学校司書（この法律による改正後の学校図書館法（以下この項において「新法」という。）第六条第一項に規定する学校司書をいう。以下この項において同じ。）の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることに鑑み、この法律の施行後速やかに、新法の施行の状況等を勘案し、学校司書としての資格の在り方、その養成の在り方等について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資料 4

福島県子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1 本県における子どもの読書活動に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県子ども読書活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進会議は、次に掲げる事項について協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 子どもの読書活動についての普及・啓発に関すること。
- (2) 家庭、地域、学校及び民間団体等の連携・協力に関すること。
- (3) 福島県子ども読書活動推進計画の進捗状況についての検討・評価に関すること。
- (4) 福島県子ども読書活動推進計画作成に関すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、子どもの読書活動を推進するために必要な事項に関すること。

(構成)

第3 推進会議は、学識経験者、社会教育関係者、学校図書館の関係者、公立図書館等の関係者、家庭教育の関係者、読書活動に係るボランティア団体等の関係者等で構成し、福島県教育委員会教育長（以下「教育長」という）が依頼する。

(任期)

第4 委員の任期は、依頼を受けた日から当該年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5 推進会議に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、推進会議の会務を総理し、推進会議の議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(推進会議の招集等)

第6 推進会議は、教育長が招集する。

2 推進会議は、必要があるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は、福島県教育庁社会教育課内に置く。

2 事務局は必要に応じて、関係各課の担当によるワーキンググループ会議を開催することができる。なお、ワーキンググループ会議については別に定める。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月28日から施行する。

この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月 1日から施行する。

資料5

福島県の公共図書館

	図書館名	住所	電話番号
* 1	福島県立図書館	福島市森合字西養山 1	024-535-3218
* 2	福島市立図書館 // 西口ライブラリー // 子どもライブラリー	福島市松木町 1-1 福島市三河南町 1-20 福島市早稲町 1-1	024-531-6551 024-525-4023 024-526-4200
* 3	二本松市立二本松図書館 // 岩代図書館	二本松市本町一丁目 102 二本松市小浜字藤町 242	0243-23-5082 0243-55-3255
* 4	伊達市立図書館	伊達市箱崎字川端 7	024-551-2132
* 5	本宮市立しらさわ夢図書館 // 中央公民館図書室	本宮市白岩字堤崎 500 本宮市本宮矢来 39-1	0243-44-2112 0243-24-1932
* 6	国見町図書館	伊達郡国見町大字藤田観月台 15	024-585-2676
* 7	郡山市中央図書館 // 緑ヶ丘分館 // 大槻分館 // 三穂田分館 // 喜久田分館 // 日和田分館 // 熱海分館 // 田村分館 // 西田分館 // 中田分館 郡山市希望ヶ丘図書館 // 安積図書館 // 富久山図書館	郡山市麓山一丁目 5-25 郡山市緑ヶ丘東三丁目 1-21 郡山市大槻町字中前田 56-1 郡山市三穂田町八幡字東屋敷 6 郡山市喜久田町堀之内字下河原 1 郡山市日和田町字小堰 23-4 郡山市熱海町熱海二丁目 15-1 郡山市田村町岩作字穂多礼 40-3 郡山市西田町三丁目桜内 259 郡山市中田町字下枝字大平 358 郡山市希望ヶ丘 1-5 郡山市安積一丁目 38 郡山市富久山町福原字泉崎 181-1	024-923-6601 024-944-0001 024-951-1512 024-953-2820 024-959-2205 024-958-2352 024-984-2679 024-955-3842 024-972-2807 024-973-2951 024-961-1600 024-946-8850 024-921-0030
* 8	須賀川市中央図書館 // 長沼図書館 // 岩瀬図書館	須賀川市中町 4-1 須賀川市長沼町字金町 85 須賀川市柱田字中地前 22	0248-75-3309 0248-67-2138 0248-65-3549
* 9	田村市図書館 // 滝根分館 // 大越分館 // 都路分館 // 常葉分館	田村市船引町船引字扇田 19 田村市滝根町神俣字町 48-1 田村市大越町上大越字水神宮 62-1 田村市都路町古道字本町 33-4 田村町常葉町常葉字町裏 1	0247-82-1001 0247-78-2001 0247-79-2161 0247-75-2063 0247-77-2013
* 10	白河市立図書館 // 東図書館 // 表郷図書館 // 大信図書館	白河市道場小路 96-5 白河市東釜子字狐内 47 白河市表郷金山字長者久保 2 白河市大信町屋字沢田 25	0248-23-3250 0248-34-1130 0248-32-4784 0248-46-3614
* 11	会津若松市立会津図書館	会津若松市栄町 3-50	0242-22-4711
* 12	喜多方市立図書館	喜多方市字柳原 7503-1	0241-22-1855

	図書館名	住所	電話番号
*13	相馬市図書館	相馬市中村字塚ノ町65-16	0244-37-2630
*14	南相馬市立中央図書館 // 小高図書館 // 鹿島図書館	南相馬市原町区旭町二丁目7-1 南相馬市小高区本町二丁目89-1 南相馬市鹿島区寺内字迎田22-1	0244-23-7789 0244-66-1011 0244-46-5116
*15	いわき市立いわき総合図書館 // 小名浜図書館 // 勿来図書館 // 常盤図書館 // 内郷図書館 // 四倉図書館	いわき市平字田町120 いわき市小名浜愛宕上7-2 いわき市植田町南町一丁目2-2 いわき市常磐関船町作田1-1 いわき市内郷綴町榎下40-1 いわき市四倉町字東一丁目50	0246-22-5552 0246-54-9257 0246-62-7431 0246-44-6218 0246-45-1030 0246-32-5980
*16	鏡石町図書館	岩瀬郡鏡石町旭町440-6	0248-62-1288
*17	石川町立図書館	石川郡石川町字関根165	0247-26-9136
18	浅川町立あさかわ図書館	石川郡浅川町大字蓑輪字山敷田75	0247-36-2900
19	古殿町図書館	石川郡古殿町大字松川字横川235	0247-53-2305
*20	三春町民図書館	田村郡三春町字大町12-1	0247-62-3375
*21	小野町ふるさと文化の館	田村郡小野町大字小野新町字中通2	0247-72-2120
*22	矢吹町図書館	西白河郡矢吹町本町165	0248-44-3595
*23	泉崎図書館	西白河郡泉崎村泉崎字館24-9	0248-53-4779
*24	棚倉町立図書館	東白川郡棚倉町大字棚倉字新町21-1	0247-33-4342
*25	矢祭もったいない図書館	東白川郡矢祭町大字東館字石田25	0247-46-4646
*26	塙町立図書館	東白川郡塙町大字塙字栄町68-6	0247-43-0808
27	鮫川村図書館	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿64-1	0247-29-1150
*28	猪苗代町図書館	耶麻郡猪苗代町字古城町132-7	0242-23-7855
*29	会津美里町図書館	大沼郡会津美里町字新布才地1	0242-54-2911
*30	南会津町図書館	南会津郡南会津町田島字宮本東22	0241-62-5522
*31	新地町図書館	相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1	0244-62-5031
*32	富岡町図書館	双葉郡富岡町大字本岡字王塚622-1	0240-21-3665
33	大熊町図書館(教育委員会)休館中	双葉郡大熊町大字大川原字南平1717	0240-23-7532
*34	浪江町図書館	双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町40-1	0240-23-5613
35	公益財団法人金森和心会 クローバー子供図書館	郡山市開成六丁目346-1	024-932-2118

番号左に*のついている図書館は、福島県図書館情報ネットワーク事業「横断検索参加館」。その他に、福島県男女共生センター、桑折町中央公民館図書室、西郷村中央公民館図書室、西会津中学校図書室も横断検索参加館となっている。

資料 6

第五次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会

(1) 委員

委嘱の区分	所属・役職等	氏名
学識経験者	国立大学法人福島大学名誉教授	高野 保夫
社会教育関係者	福島県高等学校PTA連合会副会長 福島県立安達高等学校PTA会長	大河内 威
学校図書館関係者	福島県学校図書館協議会会長 郡山市立柴宮小学校校長	織田島浩孝
公立図書館等の関係者	南相馬市立中央図書館 資料サービス係長	佐藤 真紀
家庭教育関係者	福島県家庭教育インストラクター 連絡協議会理事	遠藤貴美子
読書ボランティア団体の関係者	つきだておはなし会 代表	齋藤 睦
幼児の読書推進に係る団体等の関係者	平田村立ひらたこども園 主任兼保育教諭	桑原 真希

* 第五次「福島県子ども読書活動推進計画」作成委員会は福島県子ども読書活動推進会議委員を兼ねる

(2) 開催状況

開催月日	場 所	会 議 概 要
R 6. 6. 27	西庁舎 316 会議室	第四次計画の成果と課題 第五次骨子案審議
R 6. 9. 12	杉妻会館	素案協議
R 6. 11. 14	西庁舎 326 会議室	素案再協議
R 7. 2月	* 書面開催	最終案協議
R 7. 2. 27	教育委員室	第五次計画最終審議（高野委員長）

令和7年度からおおむね5年間、

本計画にそって、子どもの読書活動推進の取組を進めます。



第五次「福島県子ども読書活動推進計画」

ふくしまの未来をひらく 読書の力

福島県教育委員会

〒960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号

TEL: (024) 521-7799 FAX: (024) 521-7974